

第四十回国 参議院 大蔵委員会 會議録第十五号

昭和三十七年三月十五日(木曜日)

午前十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君  
理事 上林 忠次君  
佐野 廣君  
荒木正三郎君  
永末 英一君  
市川 房枝君

委員

大谷 賛雄君  
岡崎 真一君  
堀 末治君  
前田 久吉君  
山本 米治君  
原島 宏治君  
須藤 五郎君  
水田三喜男君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

政府委員

日本専売公 谷川 宏君  
社監理官  
大蔵大臣官房 松井 直行君  
財務調査官 上林 英男君  
大蔵省主計 村山 達雄君  
局法規課長 稲益 繁君

事務局側

大蔵省主税局長 宮川新一郎君  
大蔵省関税局長 福田 久男君  
大蔵省為替局長 坂入長太郎君  
常任委員  
会専門員

説明員

大蔵大臣官房 佐竹 浩君  
財務調査官

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○物品税法案(内閣送付、予備審査)

○酒税法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租税及び金融等に関する調査(財政及び金融一般に関する件)

○委員(棚橋小虎君) ただいまから委員會を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法案、酒税法等の一部を改正する法律案、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、以上の五法律案並びに財政及び金融一般に関する件について、大蔵大臣に対し質疑を行なうことにいたします。

質疑のある方は御発言願います。

○荒木正三郎君 きょうは、せっかく大蔵大臣がお見えですから、大蔵委員会で審議している大蔵関係の重要法案について若干質問したいと思つて、その前に、少し國際收支の問題についてお尋ねしたいと思います。

従来、政府は、國際收支の均衡の回復、この問題については、大体秋ごろに國際收支の回復をはかる、こういうことをしばしば言明されてきたわけなんです。最近の事情から考えると、なかなか政府の考えているようにうまくいくかどうか、相当疑問があるのではないかと、相対的に考えるのですが、この点について大蔵大臣の所見をまず伺いたいと思つてます。

○國務大臣(水田三喜男君) まず、三十六年度の見通しの問題ですが、政府の見通しが、総合で七億二千万ドルぐらゐの赤字だろうというのが今までの見通しでしたが、この一―三月の情勢が少し変わってきましたので、政府の考えたよりも赤字カバ―は非常に小さくなるだろうというふうに予想されます。

そうして、その傾向が三十七年度にどういうふうになっているかという問題ですが、御承知のように、一月、二月、三月はまだ十日までのものしか出ておりませんが、信用状態ベースで見ると、經常收支の状態は、昨年比べて非常に改善になっておりますので、これは四月以後その形がはつきりしてくると思つて、そういう点と、それからそのほかのいろいろな要素を見ますと、当分参り参りましたし、機械受注から判断する先行きというものは、これは生産はもう落ちてくるという、そういう先行きの指標ははつきり落ちてくる方向を示しているながら、まだ生産そのものがわれわれが想像したよりも落ち

ていないというところに問題がありまして、これは私は、もうどう考えても、三月以降はほかの指標から見まして生産が落ちるだろうと考えております。三月以後、生産の鈍化というもののはつきり出てきまれば、あとの点は今のところ大きい見通しの狂いがございませぬので、私はそのまま國際收支の改善というものは大体見込みどおりに行なわれて、下半期全体を通じて均衡するという線は今のところはやはり確保できるんじゃないか。今まで考えておいた見込みをまだ変更しなければならぬという事情には今ぶつかつていないと、こういうふうに考えています。

○荒木正三郎君 三十六年度の國際收支の問題ですが、今、総合收支については七億二千万ドル以下に押えていくことができるだろう、こういうお話でしたが、この經常收支ですね、經常取引のほうでは相当大きな赤字になるんじゃないかと思つて、この大体的見込み数字というのはどういうふうに考えていますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 經常收支の九億二千万ドルは見込みですが、これは大体この程度じゃないかと思つて、今の輸入の工合ではこの九億二千万ドルが少しふえやしないか、もう少し赤字が多くなりやしないかと思つて、しかし、資本收支のほうは明らかによくなつておりますので、全体を通じては一億ドル以上のいいほうへの狂いが出てくると思つてます。

○荒木正三郎君 輸出輸入の面について、輸入の面については若干あとで質問したいと思つて、今後日本の輸出貿易を拡大するという問題について

○荒木正三郎君 そこで、やっぱり問題は、經常取引の面においてやっぱり均衡を回復するというのが私は根本的な問題じゃないかと思つて、それがね。そういう意味で、政府のほうでは来年度の輸出計画において四十七億ドルの輸出をしたい、こういう計画ですが、この四十七億ドルの輸出というものは相当困難な事情が日本には来ているんじゃないかというふうに考えられるのですが、秋には國際收支の均衡がとれるというふうに見込むことは無理があるんじゃないかというふうに考えるのですが、そういう点、どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、輸出の四十七億ドルは、今の情勢から判断して、このほうではできるんじゃないかという気がしております。で、十二月、一月、二月と、対米輸出というものは明らかに信用状の上ではもうよくなつて、一月は前年同期に比べても四割も伸びているということが信用状の上では出てきましたので、対米輸出が明らかに好転してきておりますので、これが四月以後にこの信用状の数字が現われてくると思つて、私はそこらから判断して、輸入が四十八億ドルがそれで済むかどうかの心配があまりないか、輸出の四十七億ドルはいくつかのじゃないかという気がします。

○荒木正三郎君 輸出輸入の面について、輸入の面については若干あとで質問したいと思つて、今後日本の輸出貿易を拡大するという問題について

復、この問題については、大体秋ごろに國際收支の回復をはかる、こういうことをしばしば言明されてきたわけなんです。最近の事情から考えると、なかなか政府の考えているようにうまくいくかどうか、相当疑問があるのではないかと、相対的に考えるのですが、この点について大蔵大臣の所見をまず伺いたいと思つてます。

○國務大臣(水田三喜男君) まず、三十六年度の見通しの問題ですが、政府の見通しが、総合で七億二千万ドルぐらゐの赤字だろうというのが今までの見通しでしたが、この一―三月の情勢が少し変わってきましたので、政府の考えたよりも赤字カバ―は非常に小さくなるだろうというふうに予想されます。

そうして、その傾向が三十七年度にどういうふうになっているかという問題ですが、御承知のように、一月、二月、三月はまだ十日までのものしか出ておりませんが、信用状態ベースで見ると、經常收支の状態は、昨年比べて非常に改善になっておりますので、これは四月以後その形がはつきりしてくると思つて、そういう点と、それからそのほかのいろいろな要素を見ますと、当分参り参りましたし、機械受注から判断する先行きというものは、これは生産はもう落ちてくるという、そういう先行きの指標ははつきり落ちてくる方向を示しているながら、まだ生産そのものがわれわれが想像したよりも落ち

ていないというところに問題がありまして、これは私は、もうどう考えても、三月以降はほかの指標から見まして生産が落ちるだろうと考えております。三月以後、生産の鈍化というもののはつきり出てきまれば、あとの点は今のところ大きい見通しの狂いがございませぬので、私はそのまま國際收支の改善というものは大体見込みどおりに行なわれて、下半期全体を通じて均衡するという線は今のところはやはり確保できるんじゃないか。今まで考えておいた見込みをまだ変更しなければならぬという事情には今ぶつかつていないと、こういうふうに考えています。

○荒木正三郎君 三十六年度の國際收支の問題ですが、今、総合收支については七億二千万ドル以下に押えていくことができるだろう、こういうお話でしたが、この經常收支ですね、經常取引のほうでは相当大きな赤字になるんじゃないかと思つて、この大体的見込み数字というのはどういうふうに考えていますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 經常收支の九億二千万ドルは見込みですが、これは大体この程度じゃないかと思つて、今の輸入の工合ではこの九億二千万ドルが少しふえやしないか、もう少し赤字が多くなりやしないかと思つて、しかし、資本收支のほうは明らかによくなつておりますので、全体を通じては一億ドル以上のいいほうへの狂いが出てくると思つてます。

○荒木正三郎君 輸出輸入の面について、輸入の面については若干あとで質問したいと思つて、今後日本の輸出貿易を拡大するという問題について

復、この問題については、大体秋ごろに國際收支の回復をはかる、こういうことをしばしば言明されてきたわけなんです。最近の事情から考えると、なかなか政府の考えているようにうまくいくかどうか、相当疑問があるのではないかと、相対的に考えるのですが、この点について大蔵大臣の所見をまず伺いたいと思つてます。

○國務大臣(水田三喜男君) まず、三十六年度の見通しの問題ですが、政府の見通しが、総合で七億二千万ドルぐらゐの赤字だろうというのが今までの見通しでしたが、この一―三月の情勢が少し変わってきましたので、政府の考えたよりも赤字カバ―は非常に小さくなるだろうというふうに予想されます。

そうして、その傾向が三十七年度にどういうふうになっているかという問題ですが、御承知のように、一月、二月、三月はまだ十日までのものしか出ておりませんが、信用状態ベースで見ると、經常收支の状態は、昨年比べて非常に改善になっておりますので、これは四月以後その形がはつきりしてくると思つて、そういう点と、それからそのほかのいろいろな要素を見ますと、当分参り参りましたし、機械受注から判断する先行きというものは、これは生産はもう落ちてくるという、そういう先行きの指標ははつきり落ちてくる方向を示しているながら、まだ生産そのものがわれわれが想像したよりも落ち

ていないというところに問題がありまして、これは私は、もうどう考えても、三月以降はほかの指標から見まして生産が落ちるだろうと考えております。三月以後、生産の鈍化というもののはつきり出てきまれば、あとの点は今のところ大きい見通しの狂いがございませぬので、私はそのまま國際收支の改善というものは大体見込みどおりに行なわれて、下半期全体を通じて均衡するという線は今のところはやはり確保できるんじゃないか。今まで考えておいた見込みをまだ変更しなければならぬという事情には今ぶつかつていないと、こういうふうに考えています。

○荒木正三郎君 三十六年度の國際收支の問題ですが、今、総合收支については七億二千万ドル以下に押えていくことができるだろう、こういうお話でしたが、この經常收支ですね、經常取引のほうでは相当大きな赤字になるんじゃないかと思つて、この大体的見込み数字というのはどういうふうに考えていますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 經常收支の九億二千万ドルは見込みですが、これは大体この程度じゃないかと思つて、今の輸入の工合ではこの九億二千万ドルが少しふえやしないか、もう少し赤字が多くなりやしないかと思つて、しかし、資本收支のほうは明らかによくなつておりますので、全体を通じては一億ドル以上のいいほうへの狂いが出てくると思つてます。

○荒木正三郎君 輸出輸入の面について、輸入の面については若干あとで質問したいと思つて、今後日本の輸出貿易を拡大するという問題について

復、この問題については、大体秋ごろに國際收支の回復をはかる、こういうことをしばしば言明されてきたわけなんです。最近の事情から考えると、なかなか政府の考えているようにうまくいくかどうか、相当疑問があるのではないかと、相対的に考えるのですが、この点について大蔵大臣の所見をまず伺いたいと思つてます。

は、EECの問題をどう考えていくか、これが日本にどう影響を与えらるかという問題は、日本としても相当検討する必要があると考えるのです。最近の事情としては、東南アジアにおける入札等の例を見ると、やはり従来日本が進出しておいた国々においてEECとの競争に負けておる例が相当多いですね。そういうことから考えて、EECの発展と日本の対外貿易、特に東南アジアにどう影響があるか、この問題についてはっきりとした対策を立てないと、日本の輸出貿易に相当大きな影響があるのではないかと。政府はEECに対して接近するというような政策、考え方を持っている、こういうのですが、その中身はどういうものか私はよく知りませんが、どういう方法で接近するのかよくわかりませんが、いずれにしても、EECの動きというものを検討し、その対策を考えないと、特に東南アジアにおける貿易というものは相当な影響を受けるのではないかと思うのですが、どうでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) EECに対して私どもが考えておることは、確かにEECの域外の競争において相当これは問題が出てきて、日本がよほどの国際競争力を今後培養していくという政策をとらなければ、いろいろな問題が出てくるというふうには思っておりますが、EEC自体との問題では、EECの中の各国別の交渉をやつて、日本への差別撤廃の方向へ個々の国が進んでおりますし、昨年以來の協定によつてもこれはお互いの貿易はふえるという傾向に現在来ておりますし、現在たとえばオランダを例にとつ

てみますれば、五割も一年間にオランダとの貿易は伸びているというように、EECとの接近の方法について、今日本も外交交渉を通じて非常に努力しているところでございますので、日本対EECとの関係においては貿易は今後減っていくという方向にはございません。

問題は、EECの圏外におけるそういう競争についての配慮が特に必要になってくる、これはもうはっきりしておると思えます。そこで、過般の入札の問題、これはいろいろございまして、金融の問題という面は非常に薄くて、ほかの要素が多かったのですが、しかし、そういうものに対抗する手段としても、従来プラント以外には輸出入銀行の金融はやらぬという方針でございましたが、耐久消費財というふうなものについても、これを金融のバックとして競争させることも必要ではないかというふうな事情が出てきたと私どもは判断しまして、今その点についての検討をしているところでございますが、根本的には、今後の対策として、やはり関税率をお互いに少なくするということや方向でお互いの貿易を拡大する、それに耐えられるだけの日本の国内産業の体質を強化することによほどの力を入れなければいかぬ、もう最後の問題はやはりそのことに帰着するだろうと私どもは考えております。

○荒木正三郎君 今、大蔵大臣のお話のように、EEC自体と日本との関係、これは一つ問題があると思うのです。もう一つは、域外、主として東南アジア等におけるEECの発展に対する日本の対策というふうに、二つに分

けられて考えられるわけです。EECと日本との関係についても、大蔵大臣は非常に楽観しておられます。EEC自体の問題でも、関税を引き下げ、そして貿易の拡大をはかり、いわゆる貿易の障害を取り除くために関税の引き下げをずいぶんやっております。計画よりも相当進んでいるというふうな現状にあるわけですね。ところが、日本の場合、今度の関税定率法を見ても、今度改正になるのは百三十品目くらいありますが、そのうち六十品目くらいは関税を上げています。世界事情からいけば、アメリカ等においても関税の引き下げについて大統領に権限を与える法案を出して、今審議されている。EECにおいても、すでに大幅な関税の引き下げを上げておるといふふうな現状にあるわけですね。これは、関税の引き上げは貿易の自由化対策としてやっておるという点では理解できるわけです。しかし、世界的な傾向からいけば、そういう意味で日本は相当おくれしているのではないかと、今後の世界貿易場裏において競争していくという場合、日本の関税政策一つにしても立ちおくれがあるのではないかと。そういう点から考えると、なかなかEEC自体との関係において日本は決して有利な立場に立っていないのではないかと。むしろ、関税の引き下げが起こってくる。自由化はしなければならぬ。関税をそう下げたらいかに事情が日本にあるわけですか。そうEECとの関係においても、貿易が今後伸張するということも早急に期待することはむずかしいと思うのですが、どうですかね。

○国務大臣(水田三喜男君) 今そこが日本経済の一番悩んでございまして、自由化をとにかくしなければいかぬ、これははっきりしておりますが、自由化をするためには一時的に、最小限度に今私どもはとめておりますが、関税をある程度上げるといふ方向によつて解決しなければ、日本経済の実情から見て自由化に無理があるということ、は、もう御承知のとおりでございます。自由化をするが、たとえば今の日本の産業の合理化計画から見れば、この合理化計画どおりにやれば、あと二年たてば国際競争力をりっぱに持てるのだという産業に対しては、二年間の暫定の関税率をきめてこれに処するといふような方法も実際上はとらざるを得ないといふようなことで、今度の関税率はそういういろいろの考慮をもつていじつてございまして、こういう措置をとることによって自由化を踏み切つたあとで、すぐにも長期的な問題としていま一歩関税を下げるということによって、初めてこのEEC国家経済との接近ができるのだと。それ以外にはできないといふものへぶつかることが目に見えておりますので、やはり自由化は今言った形で一時的には関税を上げるという形で踏み切つて、二段目にすぐそのあとで関税を引き下げてもなおかつ国際競争力を耐えられるという、この仕事に取りかかっていると、今後それをどういふふうにするか、それが産業界の大きな課題ではあります。そうかといつて、一度に低関税にまだ持つていくだけの体質改善ができておりませんから、やはり今言ったように、一時上げて、そし

ての次に本格的に下げていくという二段がまえの施策をもつて臨むよりほかに方法はなだらうと。私どもいろいろこの問題は苦勞しておりますが、今のところそういうような踏み切り方をする以外にはないと考えております。

○荒木正三郎君 それで、われわれが政府の政策を見てみると、何か場当たり的な当面の対策に追われて、少し先を見通した政策というものが欠けているんじゃないかというふうな気がするので、たとえば、池田内閣になつてから経済の高度成長という看板政策を掲げて、そして設備の近代化、合理化、そういう体質改善をはかつて国際競争に勝つていこうということ、踏み出したわけですね。ところが、その結果やはり輸入の増大ということになつて、そうして今日国際収支の不均衡という事態が起きた。今度は国際収支の不均衡ということにあつて、やはり金融の引き締めをやり、そうして設備投資を抑制していく、こういう措置に出ているわけですね。一つ一つ当面の問題を見ると、やむを得ないような理由があるようにも考えられますけれども、何か当面の事態に応待するということだけで精一ぱいだというふうな感じがするのですがね。自由化の問題にしても、自由化をやるうと踏み切つて、自由化するためには日本の産業の体質を強化しなきゃいかぬという問題が起こってくる。しかし、今それだけの力がないので、関税を引き上げればならぬ。確かにアメリカやヨーロッパ諸国の工業水準に比べて日本の工業水準は立ちおくれおる。そうい



いうものが一貫した政策としてとられていくという事で、外国に負けないうと、ずつと将来を見通してとても太刀打ちできないのじゃないかと私思うのですが、そういう研究体制の確立ですね、またもとと根本には教育体制ですね、そういう面に、科学の開発、技術の開発等にもとと重点を入れて考えるべきじゃないかと思うのですが、大蔵大臣にお尋ねすることには少し範囲が外へ出ているようにも思いますけれども、しかし日本としてはそういう面でもっと研究すべきじゃないかと私、前から思っています、どうでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ實際をいいますと、今技術導入のあとを追ってそのらのほうの態勢を整えていくところへ實際は入ったばかりで、昨年、ことしの予算を通じても、ようやくそういう方向へ配慮を厚くして私ども予算の問題でも気をつけたのですが、ようやく今そこへ入ってきたという段階だろうと思えます。ですから、今後それをさらに強くしていかなければなりません、それをやっておいたのでは日本の産業は国際競争力で間に合わない、戦争中の科学のプラントが十年以上あるのですから、このおくれを普通のことを取り戻すことはできませんので、もうここで外貨を少し使っても外国の今で起きている技術水準だけをもうみんな取り入れて、そうして世界的な技術水準までに一応日本の産業を持つていって、それからそれをプラントの間のつなぎをあとからやるという形になったのですが、これはまあやむを得ないのじゃないかと思っています。たとえば、旭硝子から聞い

たのですが、ガラス繊維の引き出しが一つの研究で長い間やって、ようやく一応のところへ来てみたところが、もう戦後外国の技術のほうが進んでいる。この技術を導入しようとしたら、一年の研究費だけ出してくれたら提供しよう。一年の研究費というのですから、わずかだと思つたら、三百億円だったという。三百億円の研究費をつぎ込んでやっていると、三百億円の製品は、こちらで少しぐらいの研究をしても、やればやるだけ年々差ができるだけで、これはどうにも追いつかぬということ、かぶとを脱いでその技術と組んでやるという決心をしたという話をしておりましたが、そういうふうに一応ここで日本は外国水準に達するだけの技術導入、技術提携をやっておいて、それであとで国産研究がそこに追いついて、今度はは自分の力で技術水準を伸ばしていくというところへあとから追いつかせるという政策をとらざるを得ないと私どもは考えて、これをできるだけ大急ぎで追いつく態勢をこれからとりた、こういう考えであります。

○荒木正三郎君 技術導入、大いにやらなければならぬ、これは当然ですが、それだけにたよっておいては、いつまでたつてもこれは世界の競争場裏で確固たる地位を占めるといことがむずかしいのじゃないかと思うのです。だから、技術導入は大いにやらなければいけませんけれども、やはり研究体制というものは一朝一夕にできる問題じゃない。これがやはり五年なり、十年なり、二十年なりとかかる問題です。ですから、やはりそういう面を、一貫した考え方としてやはり国と

してとっていくべきじゃないか。それから、研究体制のむだ等も省いて、合理化してやるといことが私は必要じゃないかと、こういうふうにおいでおるわけですか。そういう点において、これは日本の場合には相当欠けているのじゃないか。研究施設、研究予算一つ見ても、ソ連、アメリカ、国の大きさも違いますけれども、お話しにならない。私、今数字は持っておりませんが、前に調べた記憶はありますが、問題にならない、そういう面につき込む予算というの。ですから、こういう面にもっと本格的に力を入れて、しかもこれは三年、五年で役に立つという性質のものではない。けれども、根本的にはそういう面に入れていくことが将来伸びる基礎になるのじゃないかというふうに思っています。

○国務大臣(水田三喜男君) やはり基礎科学、基礎部門の研究が何と云っても先でございまして、国においてもつぱらそういう方向の研究費をふやすということをやると同時に、民間の研究投資がもっと伸びなければなりませんので、せいぜいそのほかのいろいろな配慮をしておるわけでございまして、二、三年前に、こういう措置をとつたら、日本の研究投資及び民間の研究投資はある程度進むだろうと考えた数字とはだいぶ違つて、去年一年あたりの研究投資は、私どもの計算では二千億圓くらい行なわれてはいしなかつたということ、非常に日本の研究投資というものは想像以上にこの一、二年ふえておるといことは事実でございまして、この調子でいければ、私は当初十カ年計画で予定したよりもはるかに研究速度というものは早ま

るだろうというふうには考えておりますが、ようやくそういう見通しができるころは確かに今来ておると思

○荒木正三郎君 時間の関係もありまして、もう一つこれに関連してお尋ねしておきたいと思うのですが、政府の貿易政策、これは主として自由世界の範囲内での考え方ですね。最近はその貿易も漸次拡大するといふ方向に向いておられますけれども、やはり何といつても中共との関係を改善するといふことがなければ、これは日本の将来の貿易拡大、通商拡大にとつて非常に大きな問題であるとも私も考えるのですが、この問題については、やはり政治的な理由でどうももうまくいかないのです。こういう状態では、私は行き詰まってくるのじゃないかと思

しても平等に考え、同じような立場で考えるというふうによつて考へ方を變えないと、これはいろいろな疑惑が起こつてくると思ひます。そういう意味で、政経というものを全く切り離して、日本の国内の政治に他國が干渉するといふことは無いと思ひますが、日本とつては外交政策が中共を刺激するよきな政策をとつておりながら、貿易をやつていこうとしてうまくいかない。やはりもつと融和した政策をとるべきじゃないかと思ひます。これは大蔵大臣にあまり質問しても、まあ當を得た質問にならないかと思ひますので、私は大蔵大臣に、初めに言つたように、いわゆる社会主義國家との經濟交流にもつと本腰を入れて考へたらどうかといふやうな問題にほつてお伺ひしておつたのですが、それはうまくいかないといふことは、やはり日本政府としても反省すべきじゃないかといふこと、こういうふうな結論にお尋ねをします。

○國務大臣(水田三喜男君) われわれは共產國との貿易を支援なくどんと今お互いに仲ばし合つていこうと考へて、政治と經濟をある程度分けた考へ方でやつていくことも全くこれは可能であつて、現実の世界がそういう形でお互いの交流をやつていけるので、中共だけがこの問題は切り離せない、たとえば承認を前提にしなければこの貿易協定はしないのだといふやうな問題でつかえていゝといふことは、これは私は兩國の不幸であつて、どちらがこれは考へ直すべきであるかと申しましたら、今のところでは、この問題の停滞している原因といふものは、とにかく私自身は明らかに

中共側にあると思ひます。三十二年度にはこの問題を非常に本氣になつて、そこらをもつと考へて貿易を促進して、その責任者で、私にはあつたときを考へて非常に残念に思つていますが、やはり向こうの態度いかんによつては日中貿易は伸びる要素を非常に持つていけるので、今の態度を向こうで若干でも變えるといふことでしたら、これはすぐにも私はいまよくいゝと思ひます。

○荒木正三郎君 これは中共側にあるといふやうな判断は、私もから見れば間違つていゝと思ひます。むしろ日本の政府側にも少し反省すべき点があるといふやうに思ひます。この点はさつき具体的に日韓會談等を話したわけですが、非常に片寄つた外交政策をとつていゝといふやうな問題があるのじゃないかといふやうに考へるので、日韓會談をやらなから、なぜ北鮮との關係の改善をやらなからといふ問題が起るでしよう。これは外交問題になりますから、やめておきますけれども、私は大蔵大臣に望んでおきたいことは、社会主義國家との交流といふことをもう少し政府として考へてもらいたい、こういうふう

に要望しておきます。非常に一般的な質問をいたしましたので、次に議題になつていゝ税法關係の問題について質問したいのですが、私だけ考へていゝといふやうな都合悪いと思ひますので、永末さんに考へていただきます。○永末英一君 私は政府の考へていゝ減税といふ意味合いと、それから今問題となつておりました資金事情の問題、二つをひとつ大臣にお伺ひしたいと思ひます。

第一の減税といふことですが、ことしもそれぞれ、間接税は別として、直接税でもいゝ減税を考へて減税したといふ発表をしております。そこで、第一に、大蔵大臣は税率を變える、つまり免税点を引き上げたり、あるいは累進税率に該当していゝそれぞれの所得層を上げるといふことによつて、それが減税されたといふ。それだけが減税だと思ひますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 私どものやつた減税といふものは、要するに國民の租税負担を軽くするといふことと、ごさいますので、それに類するものは全部減税だと思ひます。○永末英一君 租税負担率について、この前の本會議で質問したのですが、あなたのとこでの總理大臣は、租税負担率だけで増税か減税かを判定するよきな考へ方は十年ほど前に考へた、今さらそんなことをやかく言われても古くさい議論であるかのごとき答弁をされた。ところで、租税負担率は現実

にこの数年々々ふえていゝわけですが、昨年の当初予算を組まれたときの租税負担率とそれから今年度年度の当初予算が提出されたそれにおけるあなたのほうで出された計画による租税負担率は明らかに上がつていゝといひます。と、大体これから年度末をもう一年見込めば、去年よりは、いゝ減税の本年度よりは来年度のほうがやはり租税負担率は上がつていゝ。つまり、租税負担率がだんだん上がつていゝことは上がつていゝ。やはり減税をしたと言われまうか。

○國務大臣(水田三喜男君) 租税負担率は上がつていゝ。私は減税だと思ひます。○國務大臣(水田三喜男君) 租税負担率を重いか軽いかといふことは、結局國民の所得と、所得水準、消費水準と關係することと、ごさいまして、それとの關係においてこれは判断しなければならぬ問題だと思ひます。年に百万円とる人に一割負担がかつたといふことと、十万円しか所得のない人に一割負担がかつたといふことは、負担率は同じ一割であつても、実質が全く違ふので、ごさいますから、したがつて、國民所得が大きいなつていゝに従つて、租税の負担率といふものが、率そのものが上がつておつても、実質的にはこれは負担の軽減であることははつきりしておりましたので、負担率では租税問題を、税制問題を負担率だけで論議するといふことは私は間違ひじゃないかと思ひます。

○永末英一君 所得の多いところで、そうしてその多いところで税率が變つて、いわば國民が処分し得る部分の中で消費に充てられる部分がふれてきておる。それがそのときの物価水準に照らしてもいゝ消費生活の内

容構造が豊かになつてきていゝ場合には、租税部分が上がつても、これは減税したのだ、こういう場合に大蔵大臣は考へられるわけですね。○國務大臣(水田三喜男君) そういう場合でも、もし従来の税率であつたら幾ら税を負擔するかと、その税率を變へたりといゝいろいろ減税措置をとつたら幾ら減税になるかといふ問題で、ごさいますので、何にもしなかつたらどうか知りませんが、そういう所得が上がつてきた場合に、従来の税率でいゝたらこれだけ國民が

を、この税制の改正をやつてその減税といふものをやれば、やつただけはこれははつきり減税で、ごさいますので、その結果負担率で、今言つた國民所得に対する負担率といふやうなもので計算した場合に、負担率がかりに上がったにしましても、減税といふ措置をとれば、それだけのはつきり減税で、ごさいますので、減税をやるということと、負担率がどうなるかは、これはまた別の問題だと思ひます。

○永末英一君 大蔵大臣のお話を聞いておりました、やはり減税といふと、法律上税率をかけてやつていゝんだから、明らかにそれはそらばんで、はつきり前年度税率と比べると減つていゝので、減税だといひたいやうな気がするのです。ちよつと方角を變へまして、私は資料を持つておりましたが、同じ政府の部内である經濟企画庁が、國民所得白書を出しました、三十五年が一番新しいのですけれども、その中で個人の消費支出は、三十三、三十四年度の比率、それから三十四年度と三十五年度の比率をとつた場合の百分比で表わされてくる数字と、それから個人税及び租税の負担、これは言うまでもなく税に對する負担でありますけれども、その負担の率を發表されたもので拾ひますと、消費支出は三十五年度が前年度に比して、前年度が前年度に比したものに比べますと、一一・九%に上がつておる。ところが、その負担のほうは一二・七%に上がつていゝといふ数字があるわけですが、私は不幸にして個人税及び租税の内容をよく知りませんが、片一方租税負担率の上昇率から考へて、つまり消費水準

の向上よりは政府が税金あるいは税外負担として個人に与えている負担の多いかのほうが三十五年度は大きかったということ、これはあなたの方々が、政府のほうで発表されておられるのです。そういうような構造をとっておられる、やはり———ことはまだわかりませんが、統計にございませぬから、そういう構造がごときの税法でとられても、やはり大蔵大臣は三十七年度も減税したと言われますか。

○國務大臣(水田三喜男) 今言ったとおり、負担率と減税の問題はさつき言ったとおりだと思います。

○永末英一君 私が最初に申し上げたのは、所得の多いところでは、いささか税率が、つまり税負担が大きくなって、消費のために支出をする部分がふくれて、それによって国民の生活に受ける、言葉は悪いですが、受益部分が大きくなって、だから、痛くないだろうか減税したと言え、今出しましたのは、これは一般的な平均水準ですから、よくわかりませぬけれども、明らかに負担部分消費の伸びよりは大きくおるとおられることになれば、国民にとっては前年度よりは痛くなっておるといふ感じにおられると思います。私は、その減税というのは、国民にとっては、日常生活上無理やりにやはり税金等の形で政府が取り上げている、その取り上げられるもの、痛みが、昨年とことと比べてことしは、痛みが少なければこれは減税と思わだらうと思わすけれども、私の考えに大蔵大臣は賛成されませぬか。

○國務大臣(水田三喜男) 去年より

ことしが楽になったかどうかという意味の主観の問題になりますと、これはいろいろあると思ひますが、減税による税引きの個人所得が実質的にどれだけ増加しているかという一応の私どもも、推算で見ますと、三十五年度より三十六年度の方がはるかに実質個人所得の増加がある。たとえば三十六年度で七億以上の増加と見ておりますが、これが三十七年度の今度の減税をやることによって九億近い実質の数字増加があるというふうに推算されますので、これは減税によって事実上それがはるかに出てくるのですから、これは各個人から見たら主観的に皮膚にすぐ感ずるかどうかは別としても、これは減税によるはつきりということになると思ひます。

○永末英一君 私は、痛さというよう一つの主観的な価値判断に関連する言葉を出したので、そういう心理的な問題だとお取りになったようですが、そんなことを申しているのじやないのであつて、やはり経済的には数字が出てくる問題で判断すべきだと思ひます。今、大蔵大臣の言われた数字の中には、二つの意味合いがあると思ひます。一つは、やはり現在の日本国民の中で、生活水準と所得とを合わせた場合に、やはり低い層の中で今われわれが課税しようとしている税金がどんな意味を持つかということ、私は一つの問題だと思ひます。もう一つは、先ほどから繰り返しておりますけれども、やはりあなたの方の所得倍増計画で一般的に物価水準が上がる、あるいはまた暮らしの水準が上がつてきておる、その水準と———それは数字に出て

くるものです。それと、今われわれが与えようとしておるこの税金の負担の度合い、これの勘案をしていかなければ、実質的な減税か増税かの議論は出ないと思ひます。まず第一の点で、よくいわれることでありますけれども、税法体系が違ふのでありまして、参議院のほうでは、戦前九十万人程度のもので直接税を負担しておった。今は、まあ戦後はシャウブ税制当時をめぐって、国民に税金をかけたのでありますけれども、今だにいづ減って参つて一千万人程度になつておる。そういう大きないわば大衆課税、いわば課税を支払う底辺の人に少くなくちやならぬということについて、大蔵大臣は今の減税論に関連してどうお考えですか。

○國務大臣(水田三喜男) 戦前の昭和十六年を見ますと、国民所得が、個人分を見ますと、三百二十六億、所得税の額が十五億八千五百万円ということで、比率が四・四％という所得税の負担率が出ておる。三十七年度で見ましたら、個人分の所得が三千六百六十三億、この個人所得と所得税の比率は二・九％ということになって、同じような見方をしますと、三十五年度が三・四％、三十四年度が二・八％、三十三年が三・三％、二十九年が四・七％、二十五年が六・五％、昭和二十六年が一番高く、一・二％ということになっておられる。このようにと見ると、国民所得に対する所得税の負担比率とい

うものは、この三十六年は今まで一番下がつておる、こういう数字になっておられます。

○永末英一君 それは私が先ほど質問したときに答えておらば、まあちよつと似通つた答ひだつたと思ひますが、私が御質問申し上げておられる、その話ではなくて、一番低いところ、つまり一体政府は月収三万数千円あるいは四万円程度というところから、直接税をにかけて、財政収入は、先ほど申し上げる、租税体系は違ひますが、あまりそういう低いところは相手にせず、一応財政が組まれておつた。ところが、現在そういう低い所得者のところに税金をかけた。これは諸外国と比較をして、非常に最低限は低いわけ、そういうことをなぜやっておられるかということをお伺ひしておるわけだ。

○政府委員(村山達雄) 計数に關する問題でありますので、申し上げますと、一つは、課税最低限は昭和十五年より相当上がつておられます。御案内のとおり、これは実質額で換算いたしました、昭和二十五年、二十七、平均所得でございます。今日、三十六年が三十九万八百七十円、それから今年度の改正で平年度四十一万四千円でございます。したがって、相当上がつておる、ということは言えるわけでございます。ただ、納税人員がなぜこんなにふえたかという点でございます。これはもつぱら所得分布がかわつてきたところ、最大の原因があると思ひます。と申しますのは、過去の、今わかつておられますのは昭和九年ないし

十年の税制の構成比率でございますが、二％の人員、今日の貨幣価値で五百万円以上の所得を持つておられるわけです。これが、この人たちが二・二％でありました。これが、所得税のうちの五七％を納めておつたという事実があるわけでございます。したがって、あとの九八％の人員があつた四〇％を受け持ては済んでおつた。今日この五百万円以上の人員といふものは、もうごくわずかでございまして、〇・一％程度でございます。これの受け持てている税金といふものは、ごくわずかでございまして、そういう意味で、所得分布が全く変わつておられるので、それに合わせまして税体系ができておる。ただ、課税最低限は、先ほど申し上げましたように、戦前よりは上がつておられます。ただ、その戦前に比較して、昭和九一一年平均に比べますと、当時は七十万円程度でありましたので、これは下がつておる。

現在のほうがまだ低い。これはよく考へてみますと、当時のその一般会計の歳入歳出を租税で全部まかなつたことにはなつておられません。その当時は三〇％以上のものを公債でまかなつておつたのであります。こつて今、今度の歳入歳出を何でまかなつたかという問題と、それから所得の分布が全く変わつておる、今のような形になつておるわけでございますが、最低生活の人に關する限り、昭和十五年、まあこれが抜本的な改正をやつた年でございまして、それに比べて、すでに、実質で平均で十四万円か上がつておる、こつて、ま、あ、戦前まで

○永末英一君 つまり、まあ戦前まで



比較をする必要はないと思いますが、戦前の場合には、今御説明があったように、租税だけが財政支出に見合う収入の階層ではなかった。公債部分が非常に多かった。それは一体どういふことを意味しているかという、あの当時の日本の経済構造の中で、国家の支出をまかなうものは非常に所得の多い者であった。公債は零細所得者が購入したことはないと思うのです。ところが、現在所得分布が変わったのだとおっしゃいますけれども、実際日本の国民大衆のほとんどが、戦前には経験しなかつたような税金を課されている。こういう構造になっている。それで、現在大蔵大臣は大衆課税をやっているということになりますね。どうでしょうね、その考えは。

○国務大臣(水田三喜男君) 今主税局長が言いましたように、ただいまでは八五%以上、歳入の九〇%近いものを税でまかなっている。当時は三八%、あとは公債のほうにむしり比率が多くて、租税では三八%しか……。そういうときでございませうから、したがって、所得税の負担というものも、これは一定の収入者以上ということとで済んでおつたと思うのですが、そういう意味から見ましたら、今これは大衆がみな負担しておつて、所得分布が変わつたために、国民の相当大きい部分が、当時と比べて、租税の負担者になつていくというところは、これは事実でございませう。

○永末英一君 まあ今はそのお認めになつたので、先へ進みますが、もう政府の所得増進計画というものは、大蔵大臣よく御存じのとおりで、日本経済の生産力を上げるというので、設備投資

資を中心にして、そういうところにいわば資金の注入をやつて、生産力の倍増計画をやつていく。ところで、そういう形で日本経済に金を落とすとしていきまうと、今までも、最近十年間の経費でも、所得分布は、先ほど主税局長のお話のように、非常に変わつてきては、ますますこれから変わつてくるのではないかと。その変わつてくる来方が、たとえば所得の伸びと租税収入の伸びというものと比較いたしますと、現在の税率で、今までの経費によりまして、まあ租税の弾性値が大体一・六くらいになつておる、こういう場合にあなたの方の発表で言つておられるわけでありませうけれども、したがつて、これから所得増進計画を進めるについては、何億程度減税したというふうなことが問題ではなくて、やはり抜本的に、今あなたの盛つておられる累進税率というものについて、累進税率だけが問題ではございせんが、少なくとも累進税率について所得増進計画に見合つた大幅な改編を考へるといふこととて、やはり今申しましたような大衆課税が残つていけば、苦しむのは、やはり非常に多くの人々が苦しんでいくのではないかと考へられますが、そういう御用意があるかどうか、伺います。

○国務大臣(水田三喜男君) この問題は長期計画に伴つた国の歳出がどういふふうになるかということに左右される問題でございませうので、税をその長期計画に見通すということ、なかなかこれむずかしい問題だらうと思つて、方向としては、やはり一応そういう見通しはわれわれとして描いておかなければいかぬ問題だと思つておる。

○永末英一君 何かよくわからぬ答弁ですが、所得増進計画では昭和四十五年度における財政収入額が算定されておるわけですが、目標として、したがつて、その財政収入額は非常に大きな額になつておる。それなら、大蔵当局としては、その財政収入をどうやってとつていくかという計画がなくて、あんなものは計画だとはわれわれは思はないわけでありませう。したがつて、その場合に一番われわれが心配しますのは、あなたのほうの所得増進計画に賛成してはいるのではありませんが、今のような租税体系でやられませうと、大衆は絶えず増税に悩まされ、政府が少しづつ税率を負けて減税だと言ひましても、実質的にはやはり今申しましたように、どんどん経済の水準が上がつてくれば、やはり減税でないという感覚も持たれる。そこで、大蔵当局としては、これは所得税に關する、手直しの意味でしようけれども減税をしたと言われませうけれども、もう少し長期を見通したら、まだわれわれとしてはこんなものでは不十分だと思ひますが、これから一体どうやっていくのだという計画ぐらひはお持ちにならぬと、一体どうしてわれわれを昭和四十五年まで引っぱつていってやらせるのか、非常に不安なんです。そういう点をお伺ひしたいわけですが。

○国務大臣(水田三喜男君) この長期計画から見ましたら、年々の国民所得はどれくらいを見込むかという見込みは大體ございませうので、それに合せて、国の経費の施策費のふえ方というふうなものも大體長期的に見通しは一応は立てられます。で、国民所得がふえれば、税のほうはこれは累進課税でございませうから、所得の伸び率よりも税の伸び率のほうが多いんですから、そこで施策経費のふえ方とのからみ合ひで見ますと、一応減税措置といふものはほとんど年々これはやらなければならぬという方向だけははっきり考へられますが、そのときに、さつき申しました負担率との關係で、国民所得の上がるに従つて負担率を一定にするというところは、これは考へられませうし、所得水準の上がることに応じて負担率というものは少しづつ上がつていくべき私は性質のものだらうと思つておる。そこで、そこを調整した一応の長期計画は、立てればこれは立てられますが、税のほうからだけそういう計画を先に立てておくということ、これはむずかしいことだと思ひます。

○永末英一君 税の計画が片一方見合ひせなければ、国の財政収入に対する見込み額も僕は立たないと思つて、なせかならば、今まで発表されたところでは、一応現行租税体系といふものを見合ひながら、そして片方には国民の租税負担率の大体のめどをつけながら、そらばんをはじておるのだらうと思つた。したがつて、国民全部の所得の伸びというものがどのようになつていくか、国民の一人一人の肩に落ちかかってくるかという、落ちかかるところを先ほどから問題にしておるのである、それならば、やはり租税体系に対する何らかの税収入目標といふものをあなただのほうで立てていただかなければ、私どもは毎年々々今度はどうなるんだらうという心配をせざるを得ない。累進税率はやはりどんどん変えていきま

すとかなんとか言うてもらわないと、こわいでせうね。どうでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) 一応のそういう計画といひますか、見通しといひますか、そういうものは持つておりますが、増進計画そのものが実際がどうなつてきますので、税から見たらそういう見通しとか計画というふうなものも、立ててもそのとおりにはいきませうから、結局は年々状態を見て、そのときどきで税の調整をやつていくという方法よりほか仕方がないのじゃないかと思ひます。

○永末英一君 所得増進といふことで、国民のふところ工合がふくれるような幻想を与えられる。取られるほうははつきりしておらぬというのでは、どうも片手落ちだと思つた。こういうものが選挙スローガンになるのは、はなはだ涙が出るような悲しい思いがするものでありませうけれども、ちよつと数字のことでお伺ひしておきたいのです。本年の自然増収がもうすでに見込まれておると思ひますが、年度末です。そこで、法人税は別に、個人所得税の中でどの階層がふくれたかという数字があれば、ちよつとお聞かせ願ひたい、所得階層別で、なればあつてけつこうです。

○政府委員(村山運雄君) まず全体で申し上げますと、所得税の三十六年度の当初予算は三千六百六十二億でございませうが、これが実績見込みでは四千七百三十九億程度になるであらうといふふうな考へておる。で、これに對して、現行法による収入見込み額は五千六百三十億でございませう。そこで、改正による減税が、減税プログラムが四百三十二億、税源配分二百十

九億、差し引きいたしましたして改正法による収入見込みは四千九百七十九億でございます。ですから、実行見込みに対しまして二百四十億程度の増加になるわけでございます。

所得階級別の見込みでございますが、これは各階級別に出さねばなりませんので、あとで申し上げます。

○永末英一君 減税に関する大蔵大臣のお考えを伺いましたが、どうも私の考えているところとびしゃつと琴瑟相和せるようにいっておられないと思うのです。しかし、この問題は重要な問題なので、ひとつ御研究を願って、いずれまた次回にあらためてもう一べん、

時間があまりございませんから、次に資金市場についてお伺いしたいと思います。昨年の秋、株が暴落した。その株の暴落の一つの原因は、資金に困って法人が持つておる所有株を売り放すということが株の暴落の原因と聞かれました。今、私も心が配っております。今、私どもが心配しておりますのは、日本全体の資金市場というものをみた場合に、それががっちり運営されているというようなことは、望んでもなかなかむずかしいことかもしれません。しかしながら、願わくば

その中で長期資金の担当する分野、短期資金の担当する分野等は、それぞれ業界があるわけでございますから、その整理が、やはり整理区分が行なわれ、そういうものに対して大蔵省がそれぞれ適切な指導をしていくべきではないか、こういう工合に思うわけでございます。この点について、資金市場の全体的な運営について、大蔵御当局はどういうようなお考えか、大臣に

伺います。

○委員長(棚橋小虎君) 説明員からでよろしいでしょうか。

○永末英一君 ええ。

○説明員(佐竹浩君) ただいまの御質問、短期資金、長期資金、いろいろあるわけでございますが、それらの各種資金の市場について、所要資金の調達に円滑にいくように、どういうように考えてやっていますか、こういう御趣旨かと承つたのでございますが、そういうことでよろしゅうございませうか。

○永末英一君 ええ。

○説明員(佐竹浩君) これにつきまして、御承知のように、長期の資金の問題につきましては、設備投資その他資金源としては、株式あるいは社債もしくは長期信用銀行の長期貸出しというところでございまして、さらに短期の資金としては、これは普通銀行の預金を源泉とする資金があるかと思つて、これらが円滑に全体としての資金需要を充足するように見て参らなければならぬのであります。これにつきまして、やはり経済の成長と見合

ひまして、経済成長に必要なやはり通貨の供給というものが、まず根本的に立つて、それらが全体としての経済活動に必要な、つまり一種の血液を各所に配っているという役割を各種の機関を通じてやる、これの關係が円滑に疎通をするように考えて参らなければいかぬ、かように実は思つておるわけなんです。株、社債その他の長期資金の調達問題、これは理財局の關係でございますが、とりあえず銀行局の關係について申し上げます。

期信用銀行の資金による供給、これはまあ御承知のように、金融債を主たる資金源としておるわけでございまして、金融債の円滑な発行、消化ということが非常に大事でございます。実は

昨年来の利付金融債につきましては、これはまあや順調に伸びたので、割引債等につきましては若干その消化が思わしくないという關係で、長期信用銀行の資金源といたしましては、一昨年に比ばまして若干低下をする格好になっておりますが、ただ、これは全体の設備投資計画というものがどの程度が妥当であるかという問題とも

からみまして、設備投資があまり行き過ぎるということになつてもいけません。適正な設備投資計画というものを

見合つていかなければいけない。まあ現在までのところ、長期信用銀行による長期資金の供給というものは、三十五年に比ばますと、三十六年は若干落ちておりますが、しかし全体として設備の投資の行き過ぎを抑え、繰り延べその他によつて適正な規模にとどめようというふうな動きから見ますと、まあ大体妥当な線に來て

いるのではないかと考へておる。一方、短期資金につきましては、これは御承知のように、預金を源泉とするものが大部分でございまして、このところ主として都市銀行關係の預金の伸びが、一昨年に比ばますと、若干低調になっております。一方、地方銀行、相互銀行、信用銀行といった

ような都市銀行以外の金融機關の資金源も、これはまあ順調な伸びを見せております。全体といたしまして、預金形態によるそういった資金というものは、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

設備投資の拡大をやつていく。ところで、本来なら、その設備投資というものは、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい

は、大体当初見込みましたいゆる貯蓄目標の上から見まして、大体目標額は、長期金融機關、あるいはまた自己資本、株式、社債等で調達されなければならぬにかかわらず、自分たちの系列に属するいわば短期資金が本命であるべき銀行から金を借りる、それをい



そういうような自分の系列の企業の設備投資に貸し過ぎているという傾向が、なにか各企業の設備投資欲が強く、一ぺん計画したものは腕すくでもやってしまうのだという情勢にあるときに、すぐに準備なしに金融引き締めというような政策をとりますと、もうそれは事実上やりかたが設備投資はやるのだという態度を持っている大企業の資金のために市中銀行の金が使われてしまうというところは、はっきりしておきますので、そこで私もはこの設備投資を押えようとかかったのですが、押えるためにはやはり順序があるので、去年の六月に各企業の設備投資を一割繰り延べるといような方向への指導をやつて、根回しもして、そして公定歩合を上げて警告を發していきながら、今度は各銀行指導に私もは入って、銀行を通ずる各社の設備投資の計画を見て、これを延ばすような方向に押えてもらいたいといういろいろな指導をやつて、そして金融引き締めをやればすぐに中小企業が困つて大企業へそのまま金が使われるということのないように、相当準備をしてからこの金融引き締め政策を、総合的な金融政策を九月になって私どもはとしたのですが、それによってだいたいその傾向は是正されたと思つておられます。その中小企業等へ貸す率と、大企業へ貸す率、従来から大体一定の比率があつたわけですが、いまが、この貸付比率を中小企業の比率を落とさねばならないという指導もあわせてやりましたために、今度の金融引き締め政策をあれだけ相当やつたにかかわらず、昭和三十三年の引き締めどきと比べたら、中小企業へのし

わ寄せというものは相当緩和されて、年末の問題でもあれだけ世間から心配されたことでありながら、暮れからこの三月へかけて一番心配された時期を今乗り切つてきていることは、準備の一応の根回しと申しますか、準備的な指導を私どもがやつたためである程度うまくいったんじゃないかというふうに考えております。

○永末英一君 その点について二つほどお伺いしたいのですが、一つは、政府のやつておる財政投融資というものは、確かに少しく中小企業関係にも増額するようになっております。しかし、財政投融資の主たる使い方は、資金市場にだけ限つていへば、長期金融に對して、それだけではございませぬお。そこで、先ほど申し上げたように、もし銀行に對して、短期資金であるべきものを長期化しておる、しかもそれが大企業偏重になっておるところに、強い一つの指導力というものは、今の状態ではなかなか不可能だとすれば、政府機関のほうに扱ひ得るものは主軸をやはり中小企業の方に向ける、こういうことにならなければ、日本経済の全体のバランスはとれないと私どもは判断をいたすのであります。大蔵大臣のお考えはこの点についてはいかがでしょうか。

○國務大臣(水田三喜男君) 中小企業に必要な合理化というものは推進させなければなりません。しかし同時に、大企業の合理化投資も、これはさつき問題になりました自由化と関連して必要でございますので、これは金融引き締め政策の目的が設備投資の急がないものはみな待たせる、必要なものはやはり促進させるという基本的な方針を持つておる以上、この中小企業だけにこの資金を片寄らせるという政策自身にも非常に問題がございますので、このバランスを見ることが私ども金の金融政策では一番必要なことじゃないかと考えております。今のところは、むしろ少し大企業といひますか、むしろ基幹産業部門への資金の供給が窮屈になり過ぎておる。国の財政資金のあの計画を見ましても、やはり国民生活に直結する部分にということも、私どもは多く考えましたために、五割以上がそういう面になっておる。産業基盤を整えるというところへ、金の三割、それから地方開発そのほかの基幹産業という部面全部合わせても二割ないというふうな財政投融資計画を今われわれが立てておるが、私自身はこれは方向としてはこの方向でいいんだが、ここで経済規模が一定の大きさになつてくると、次にまた基幹産業の基礎固めの問題が続いてあとから出てくる。そういうときには、やはりそれに対する対策をとらなければならぬと思つておる。今金融政策全体として、私は基幹産業—電力その他の基幹産業部門への資金計画が少し、中小企業やなんかとの比率から見て、こちらの方が手薄になっておる。そういうふうな感じが私はしておる。ですから、そこには均衡をとつた資金量のきめ方をする必要があります。私はその点においては再検討する時期に入つてきておるのではないと思つておる。

○永末英一君 中小企業で非常に心配しておりますのは、非常に日銀券の発行が多くなつて、お札の顔が見られぬといふのが中小企業者の非常な悩みなんですね。現在は管理通貨制ですから、政府の資金散佈の予定と見合ひながら監督はされておるのだらうと思つておる。ところが、年度末になると、税金は取る、政府の事業は増資をやる、に資金が政府から下へ落ちない。むしろ揚超になつてくるといふようなことになりまして、根本として、その今のような管理通貨制について、あるいは日銀が大元締めでらんでおる諸銀行に對しても、もう少し固い日銀券を發行する基準を作るといふことが必要ではないかという議論が出てきております。いわゆる預金準備率操作をひとつ行なうというふうなことが必要ではないか。そうでなければ、たえず悪性インフレというものが来はしないかという危惧の念にとらわれているという感じがするのですが、そういう現在の通貨管理制について何か手を打つ必要があるというふうなお考えはございませんか。

○國務大臣(水田三喜男君) 公社債に對する流動性の問題は、これは当然必要なこととございまして、私どもは、今証券審議会にも諮問したり、それれこの問題の検討をいたしたわけでありまして、金融が正常化の現在、一挙に融通市場というふうなものをうまく作るということは實際上困難でございます。それで、そういう方向へ向かつた対策を、一歩々々積み重ねていく以外には方法がないと思つておる。今世つて審議会その他の意見を聞いておるときでございまして、その結果を見まして、われわれはこの点について十分対策を立てるつもりでおります。

○國務大臣(水田三喜男君) 中小企業に必要な合理化というものは推進させなければなりません。しかし同時に、大企業の合理化投資も、これはさつき問題になりました自由化と関連して必要でございますので、これは金融引き締め政策の目的が設備投資の急がないものはみな待たせる、必要なものはやはり促進させるという基本的な方針を持つておる以上、この中小企業だけにこの資金を片寄らせるという政策自身にも非常に問題がございますので、このバランスを見ることが私ども金の金融政策では一番必要なことじゃないかと考えております。今のところは、むしろ少し大企業といひますか、むしろ基幹産業部門への資金の供給が窮屈になり過ぎておる。国の財政資金のあの計画を見ましても、やはり国民生活に直結する部分にということも、私どもは多く考えましたために、五割以上がそういう面になっておる。産業基盤を整えるというところへ、金の三割、それから地方開発そのほかの基幹産業という部面全部合わせても二割ないというふうな財政投融資計画を今われわれが立てておるが、私自身はこれは方向としてはこの方向でいいんだが、ここで経済規模が一定の大きさになつてくると、次にまた基幹産業の基礎固めの問題が続いてあとから出てくる。そういうときには、やはりそれに対する対策をとらなければならぬと思つておる。今金融政策全体として、私は基幹産業—電力その他の基幹産業部門への資金計画が少し、中小企業やなんかとの比率から見て、こちらの方が手薄になっておる。そういうふうな感じが私はしておる。ですから、そこには均衡をとつた資金量のきめ方をする必要があります。私はその点においては再検討する時期に入つてきておるのではないと思つておる。

○永末英一君 中小企業で非常に心配しておりますのは、非常に日銀券の発行が多くなつて、お札の顔が見られぬといふのが中小企業者の非常な悩みなんですね。現在は管理通貨制ですから、政府の資金散佈の予定と見合ひながら監督はされておるのだらうと思つておる。ところが、年度末になると、税金は取る、政府の事業は増資をやる、に資金が政府から下へ落ちない。むしろ揚超になつてくるといふようなことになりまして、根本として、その今のような管理通貨制について、あるいは日銀が大元締めでらんでおる諸銀行に對しても、もう少し固い日銀券を發行する基準を作るといふことが必要ではないかという議論が出てきております。いわゆる預金準備率操作をひとつ行なうというふうなことが必要ではないか。そうでなければ、たえず悪性インフレというものが来はしないかという危惧の念にとらわれているという感じがするのですが、そういう現在の通貨管理制について何か手を打つ必要があるというふうなお考えはございませんか。

○國務大臣(水田三喜男君) 公社債に對する流動性の問題は、これは当然必要なこととございまして、私どもは、今証券審議会にも諮問したり、それれこの問題の検討をいたしたわけでありまして、金融が正常化の現在、一挙に融通市場というふうなものをうまく作るということは實際上困難でございます。それで、そういう方向へ向かつた対策を、一歩々々積み重ねていく以外には方法がないと思つておる。今世つて審議会その他の意見を聞いておるときでございまして、その結果を見まして、われわれはこの点について十分対策を立てるつもりでおります。

○永末英一君 企業が自己資本を拡張するについて、現在の企業課税のあり方がいかに損になつてくるかというので、借入金に依存し、これがいわば短期資金の長期化しておる一つの原因ではないかと思つておる。税制審議会がいろいろ調査をされ、問題はあれけれども、今一挙にやれないということでも踏み切つておられない。しかし、先ほどのように、考えなくちゃならぬという問題の中に、企業課税のあり方についてもお考えを變えるという、こういうお考えはございませぬか。

○國務大臣(水田三喜男君) この問題

○國務大臣(水田三喜男君) 中小企業に必要な合理化というものは推進させなければなりません。しかし同時に、大企業の合理化投資も、これはさつき問題になりました自由化と関連して必要でございますので、これは金融引き締め政策の目的が設備投資の急がないものはみな待たせる、必要なものはやはり促進させるという基本的な方針を持つておる以上、この中小企業だけにこの資金を片寄らせるという政策自身にも非常に問題がございますので、このバランスを見ることが私ども金の金融政策では一番必要なことじゃないかと考えております。今のところは、むしろ少し大企業といひますか、むしろ基幹産業部門への資金の供給が窮屈になり過ぎておる。国の財政資金のあの計画を見ましても、やはり国民生活に直結する部分にということも、私どもは多く考えましたために、五割以上がそういう面になっておる。産業基盤を整えるというところへ、金の三割、それから地方開発そのほかの基幹産業という部面全部合わせても二割ないというふうな財政投融資計画を今われわれが立てておるが、私自身はこれは方向としてはこの方向でいいんだが、ここで経済規模が一定の大きさになつてくると、次にまた基幹産業の基礎固めの問題が続いてあとから出てくる。そういうときには、やはりそれに対する対策をとらなければならぬと思つておる。今金融政策全体として、私は基幹産業—電力その他の基幹産業部門への資金計画が少し、中小企業やなんかとの比率から見て、こちらの方が手薄になっておる。そういうふうな感じが私はしておる。ですから、そこには均衡をとつた資金量のきめ方をする必要があります。私はその点においては再検討する時期に入つてきておるのではないと思つておる。

○永末英一君 中小企業で非常に心配しておりますのは、非常に日銀券の発行が多くなつて、お札の顔が見られぬといふのが中小企業者の非常な悩みなんですね。現在は管理通貨制ですから、政府の資金散佈の予定と見合ひながら監督はされておるのだらうと思つておる。ところが、年度末になると、税金は取る、政府の事業は増資をやる、に資金が政府から下へ落ちない。むしろ揚超になつてくるといふようなことになりまして、根本として、その今のような管理通貨制について、あるいは日銀が大元締めでらんでおる諸銀行に對しても、もう少し固い日銀券を發行する基準を作るといふことが必要ではないかという議論が出てきております。いわゆる預金準備率操作をひとつ行なうというふうなことが必要ではないか。そうでなければ、たえず悪性インフレというものが来はしないかという危惧の念にとらわれているという感じがするのですが、そういう現在の通貨管理制について何か手を打つ必要があるというふうなお考えはございませんか。

○國務大臣(水田三喜男君) 公社債に對する流動性の問題は、これは当然必要なこととございまして、私どもは、今証券審議会にも諮問したり、それれこの問題の検討をいたしたわけでありまして、金融が正常化の現在、一挙に融通市場というふうなものをうまく作るということは實際上困難でございます。それで、そういう方向へ向かつた対策を、一歩々々積み重ねていく以外には方法がないと思つておる。今世つて審議会その他の意見を聞いておるときでございまして、その結果を見まして、われわれはこの点について十分対策を立てるつもりでおります。

○永末英一君 企業が自己資本を拡張するについて、現在の企業課税のあり方がいかに損になつてくるかというので、借入金に依存し、これがいわば短期資金の長期化しておる一つの原因ではないかと思つておる。税制審議会がいろいろ調査をされ、問題はあれけれども、今一挙にやれないということでも踏み切つておられない。しかし、先ほどのように、考えなくちゃならぬという問題の中に、企業課税のあり方についてもお考えを變えるという、こういうお考えはございませぬか。

○國務大臣(水田三喜男君) この問題

○國務大臣(水田三喜男君) 中小企業に必要な合理化というものは推進させなければなりません。しかし同時に、大企業の合理化投資も、これはさつき問題になりました自由化と関連して必要でございますので、これは金融引き締め政策の目的が設備投資の急がないものはみな待たせる、必要なものはやはり促進させるという基本的な方針を持つておる以上、この中小企業だけにこの資金を片寄らせるという政策自身にも非常に問題がございますので、このバランスを見ることが私ども金の金融政策では一番必要なことじゃないかと考えております。今のところは、むしろ少し大企業といひますか、むしろ基幹産業部門への資金の供給が窮屈になり過ぎておる。国の財政資金のあの計画を見ましても、やはり国民生活に直結する部分にということも、私どもは多く考えましたために、五割以上がそういう面になっておる。産業基盤を整えるというところへ、金の三割、それから地方開発そのほかの基幹産業という部面全部合わせても二割ないというふうな財政投融資計画を今われわれが立てておるが、私自身はこれは方向としてはこの方向でいいんだが、ここで経済規模が一定の大きさになつてくると、次にまた基幹産業の基礎固めの問題が続いてあとから出てくる。そういうときには、やはりそれに対する対策をとらなければならぬと思つておる。今金融政策全体として、私は基幹産業—電力その他の基幹産業部門への資金計画が少し、中小企業やなんかとの比率から見て、こちらの方が手薄になっておる。そういうふうな感じが私はしておる。ですから、そこには均衡をとつた資金量のきめ方をする必要があります。私はその点においては再検討する時期に入つてきておるのではないと思つておる。

○永末英一君 中小企業で非常に心配しておりますのは、非常に日銀券の発行が多くなつて、お札の顔が見られぬといふのが中小企業者の非常な悩みなんですね。現在は管理通貨制ですから、政府の資金散佈の予定と見合ひながら監督はされておるのだらうと思つておる。ところが、年度末になると、税金は取る、政府の事業は増資をやる、に資金が政府から下へ落ちない。むしろ揚超になつてくるといふようなことになりまして、根本として、その今のような管理通貨制について、あるいは日銀が大元締めでらんでおる諸銀行に對しても、もう少し固い日銀券を發行する基準を作るといふことが必要ではないかという議論が出てきております。いわゆる預金準備率操作をひとつ行なうというふうなことが必要ではないか。そうでなければ、たえず悪性インフレというものが来はしないかという危惧の念にとらわれているという感じがするのですが、そういう現在の通貨管理制について何か手を打つ必要があるというふうなお考えはございませんか。

○國務大臣(水田三喜男君) 公社債に對する流動性の問題は、これは当然必要なこととございまして、私どもは、今証券審議会にも諮問したり、それれこの問題の検討をいたしたわけでありまして、金融が正常化の現在、一挙に融通市場というふうなものをうまく作るということは實際上困難でございます。それで、そういう方向へ向かつた対策を、一歩々々積み重ねていく以外には方法がないと思つておる。今世つて審議会その他の意見を聞いておるときでございまして、その結果を見まして、われわれはこの点について十分対策を立てるつもりでおります。

○永末英一君 企業が自己資本を拡張するについて、現在の企業課税のあり方がいかに損になつてくるかというので、借入金に依存し、これがいわば短期資金の長期化しておる一つの原因ではないかと思つておる。税制審議会がいろいろ調査をされ、問題はあれけれども、今一挙にやれないということでも踏み切つておられない。しかし、先ほどのように、考えなくちゃならぬという問題の中に、企業課税のあり方についてもお考えを變えるという、こういうお考えはございませぬか。

○國務大臣(水田三喜男君) この問題

は、税制調査会が一応税の体系的な改正というものを目標に、三年間審議をしたのですが、最後にその問題と、まだ中央地方の税源配分の問題というふうなところは、とりあえずこの措置だけはとることにしましたが、根本的にはもう一歩これは掘り下げた検討をしなければならぬということで、今後の課題として今後残されている問題でございまして、引き続きその問題の検討に入るつもりであります。

○永末英一君 もう二つお伺いします。一つは、土地の値段が非常に上がっている。土地の値段が上がって、たゞ住宅を購入する土地がないという非常な不便を与えているわけですが、資金市場の問題にすれば、やはり土地の値上がりを見込みながら、それが担保力になって非常に多くの資金を動かしている原因になっているのじゃないかと思われませんか。ところで、その土地の値段というものが、実際に実現し得る価値程度の値段ならばいいのであります。それが担保にもこれは投機の対象になっている。投機の対象になっているものが担保になって資金に対する刺激になっているというところは、実は資金市場における非常に大きな不信の念を及ぼしているのじゃないかと思う。この間の本会議では、税金のお話でございまして、税金だけに限らずに大蔵大臣に質問いたしました。全般的に今度は資金市場の問題として、現在の土地の値段について何らかの規制をしないかやならぬとあなたはお考えにありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) この問題は、今度の予算委員会で御質問が出来ますので、不動産を担保にした金融がどういうふうになっているか、実情を私は私どもこれは一ぺんここで全部把握しなければならぬと考えて、今この問題に入らうと思つてございまして、今までのわかっている限りの点では、一体不動産担保に金を貸すというのではなくて、資金需要がこう多いのですから、期限が来たときに待つてくれとか、あるいはさらに少資金を追加して貸してもらいたいというときに、金融機関は一番不動産がいい目をつけて、それなら、期限が来ているが、もう一期待つかわりに、追い担保として君のところで持っている土地だけ入れて置いてくれとかいっているので、土地そのものを担保にして新しい金融市場操作が起つていっていると、より担保を確保するために銀行が担保にとらわれているという例が非常に多いと聞いておりますが、この実態の研究はまだ十分しておりません。

○永末英一君 その点についてはひとつ早急に資料をととのえて、ひとつこの委員会のほうに御報告願ひ、検討してみたいと思つております。

最後に、外資の關係でお尋ねしたいのですが、貿易の自由化、為替の自由化ということで、外国資本も日本市場というものをしていると思うので、さうで設備投資、オートメーション化ということで、技術提携が行なわれ、その技術提携というものが、やはりそれに対して外資との關係が出てくると思つております。あるいはまた、外国資本が私企業に対して投資を行ない、株式取得が行なわれる。日本は金利が高いので、その高金利を目ざして

ホット・マネーの流行がまた考えられる。ところが、利潤のあるところに資金が動くわけですから、これが資本主義の鉄則ですから、もしそれが多量に入ってくる——まだ入ってきていないと思つて、多量に入ってくると思つれば、その変動によつて日本の資金市場が非常な影響をこうむる。この点について何らかの対策はお考えですか。

○政府委員(福田久男君) 現在、外資は相対的に年々入り方が増加いたしておるわけでありまして、一応それぞれの外資にあたりましては、一応それぞれの外資の質の、質のいい外資が入るようにといいことで、御承知のように外資審議会においてこれを審査しておるわけでございます。同時に、国内の金融市場においては設備投資に対する關係等につきましては、たとえば産業合理化審議会において検討いたしまして、これならばよかろうという一つの構想があるわけですが、その構想のワクに入つておるものというふうなものならばよかろうとかいうふうな、いろいろ国内に對するそういう設備投資なり金融市場に及ぼす影響をもあわせ考えまして、検討しながら審査いたしておるわけでございます。したがって、こういう立場から申しますと、今の御指摘になりましては織り込んで行なわれたいというふうな申し上げることができようかと思つております。

○永末英一君 これでは質問終わります。私も、現在の日本のそれぞれ個人の所得がございまして、その所得に対する最低のほうの免税点をうんと引き上げ、現在のようには資産課税に對して甘いというところは僕はけしからぬと思つておられます。

と申しますけれども、日本の経済の構造上それが少しでもまだ続くとするならば、そこで出てくる余力に對してやはり低所得者層にも資産所得に對する楽しみを与えてやらなくちゃならぬと思つて、そういうことと関連しながら、今三つの点について大蔵大臣がせつかく研究し検討されるということでございます。さうしてそれを検討されて、近い機会にまた相まみえるということを期待いたしまして質問を終わります。

○荒木正三郎君 減税關係の問題について若干質問いたします。

第一点は、自然増収と減税の問題です。昭和三十六年度は自然増収が大体七千億圓くらいあるのじゃないか、それから昭和三十七年度は約五千億圓自然増収が見込まれるのじゃないかと思つて、それが、昭和三十六年度の自然増収は大体どれくらいになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 今のところ三千二、三百億……。

○荒木正三郎君 昭和三十六年度です。そのくらいの見通しを立てておられます。そのうち補正予算を二回やりましたために、あと税の自然増収は千七、八百億、これが剰余金となつて三十八年度に持ち越されるのではないかと、どう思つておられます。

○荒木正三郎君 昭和三十六年度の当初予算において自然増収は三千九百三十億圓、こゝに見込んでいますね。ところが、実際はその後非常にふえて、大体七千億圓くらいになるのじゃないですか。今の大蔵大臣の数字とだいぶ違いますね、これは。

○政府委員(村山達雄君) その自然増収の考え方問題でございまして、通常、当初予算の段階では、今年度の当初予算が前年度の当初予算に對して幾らふえたか、それを自然増収と呼ぶこともございまして、それから、その年の当初予算に對して、その年の決算が幾らになりましたか、これをまた自然増収と呼ぶ場合もございまして、それから、前年度の決算に對して今年度の決算が幾らになりましたか、そのときに税制改正なかりせばどうなつたであろうか、それを決算ベースにおける自然増収と呼んでおられるわけでございます。ただいま先生のおっしゃった話から伺いますと、昨年度の、つまり三十五年度の当初予算對三十六年度の決算見込み、こういう意味で自然増収をお使いでございまして、それで、通常は三千九百三十億プラス三千二百九十七億という数字になります。ただ、通常それはあまり自然増収とは申しておりませんが、おっしゃるような点で差額は幾らになるかといへば、三十六年度予算は三十五年度に對して三千九百三十億、それから三十六年度の当初予算に對して三十六年度決算見込みが三千二百九十七億、約三千三百億でございますから、おっしゃるように、大体合計すれば七千二百億くらいになる、こういうことでございます。

○荒木正三郎君 それで、三十七年度においても大体自然増収は、三十六年度に比べて四千七百幾らですか、そういう見込みを政府は立てているのですか。そうすると、この自然増収は今までの間にいかに達しているわけですか。それに対する減税の關係です、どうい

うように大蔵大臣、お考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 結局、減税というものは、国の財政需要との関係で幅がきめらるべきものでございませぬので、そういう点から見ましたら、御承知のように、財政の役割として果たすべき財政需要というものはたくさんございまして、公共投資の問題、そのほか経済が異常に伸び過ぎたためにそれとの不均衡が特に大きくなってきているときでございませぬから、そういう財政需要が特に大きいという事実と、それからもう一つは、四千八百億円自然増があつたにしましても、これはガソリン税をとって見ますと、これはもう道路の経費に使われることになっておりますし、それから酒税その他の三税合計の二〇%何というものは、もうこれは地方交付金になるわけでございますから、このうちで、もう歳出増に——この税があるためにそのまま自然増に、歳出増に出す金額というものが相当大きいということを考えますと、この四千八百億円自然増があるようございまして、そういうものを差し引いたあと、減税に幾らを回すかということになりますと、この財政役割に対する需要が多い点等勘案して、私はそのうちから一千億、まあ税法上の減税はもつと、千六百億とか、大きいものでありまして、初年度減税として一千億以上ということ、シャープ税制の改正以来、もう最大の幅でございまして、私はそういう点を考えて、税制の幅としては、今の実情から見ましたら、私は相当大きい幅だというふうに考えております。

○荒木正三郎君 まあこの減税の問題を財政需要の面からだけ考えて判断するといふふうなことは、それは重要な部面でありませぬけれども、国民生活の部面から考えてやはり判断する必要があると思つてございませぬ、これはどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) それは当然だと思つて、国家財政として、まず出るをはかることが先でございまして、それとこの歳入の関係をどう調整するかが問題でございまして、一方的にはそれはきめられない問題だと思つて、今申しましたように、四千八百億円あつても、もう経費増として、税があるためにそのための経費増というものが千億をこすことございませぬから、必要な経費を多く盛って減税を犠牲にするか、そうじゃなくて、減税に重点を置いて必要経費の増を抑えてしまふかというの、これはやはり政策上の問題で、これは両方の面からこれを調節するということがやっぱり正しいやり方だと思つて、

○荒木正三郎君 二、三日前の毎日新聞の世論調査で、大蔵大臣、見られたですか。これを見ると、やはり国民の相当な人たちが、今度の減税は非常に少ないという意見が二九%ですか、出ておりました。いわゆる物価の高騰に対する国民の批判と、それからその次に大きな問題として、減税規模が小さいということが世論調査の結果出てきているのでございませぬ。財政需要がふえているから減税はもうできぬ、というふうなことでは通らぬと思つて、ういふことでは通らぬと思つて、従来にならぬ、やはり特に自然増収が、従来にならぬ、多額に達するこゝろ、機会こそ、十

分減税に振り向けていいのじやないですか。あの世論調査はどういうふうにか、考えられますか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは今度の予算編成が国際収支の改善というものを考えた予算ということになつておりますが、そういう意味から、景気調整的な考えからいいますと、国の経費として支出する形が、有効需要の喚起に寄与する率がどうなつておるか、反対に、そうじゃなしに、減税ということの効果はどうか、この二つを比較すると、これはもう税を取つてこれを使うというほうが、景気調整にはなるといふのが、通則でございませぬので、そういう意味におきまして、今年度のような経済情勢のときには、できるだけ減税を多くするほうが、経済政策としては好ましいという一応の結論から、私も減税の幅を、もう今考えられる最大限までやつたというつもりでおりますが、きのうもお話ししましたように、国会へ出て来まして、どの委員会に呼ばれても、なぜ金を出さぬ出さぬと、大蔵省はおこられ、大蔵省が全部悪いのだ、だからこうなつておるのだというので、各委員会の要求を、私は興味を持って、皆さんの言うのを、ここまで出したらよからうというのを記録して、それをざつと計算しますと、四兆億円出したら国会として満足するのじやないかというくらい、要望で、そのくらいはやはり国の施策については、今場合にやたら国民生活のために支出をするよつたら急務だと思われような部門

ことであつて、その要望にもある程度こたえなければ、やはり予算としては適當でないことになりませぬ。今度の減税程度が、その需要にらんだ、自分で言つてはおかしいのですが、ちよどいといふところじやないですか。(笑)

○荒木正三郎君 それはね、私は一般的な意見になりますかね、自然増収がまあ相当多額に上る場合には、これを国民に還元するというのが常識じやないかと思つて、それを、財政需要が多いからそれに振り向けていくのだといふことでは、際限がない。極端にいへば減税する余地がない、こういうことになる。国会でいろいろ論議して、その必要があつて、全体に見て減税額がまあ適當であるといふふうにか考へて、おそれるほどでないで、与党の諸君にだつて聞いてもらひなさい、まことにもうお粗末だといふのか一般的な見解です。今度は国民もそう感じてゐる。それは五千億から自然増収があるというのに、千六百億円というお話ししたけれども、実際三十七年度に減税するのは一千億に足らないでしよう。少ないでしよう。そのくらいの減税は、まあ減税の名に値しないと思つて。今度の自然増収からいへば、やはり政府は景気の調整をやるというのでしよう。そうすれば自然増収の面においても、あんな二兆四千億という膨大な予算にならないで、もう少し引き締めた予算にならなければならぬと私は考へる。今政府がとつている景気調整、いわゆる引き締め政策の上からいへば、そういうことをやらなければならぬ。ところが、各業界の圧力に屈してどんどんふやして

く。そうしてどんどん減税の余地が非常に少なくなつてきたといふふうな、参議院選挙目当てのいわゆる人気取りの予算といふものを作つてゐるんじゃないでしようか。そのために国民の当然減税されるべきものがそうされないと、いふふうには私は考へる率直にいつて、今後、経済の成長につれて国民所得は増加します。したがつて、国庫の自然増収も増加しますが、やはりそれに応じた減税といふことをやつていかなければ、国民の失望落胆といふものは僕はいへんだと思つて、ですから、そういう点、大蔵大臣どうですか。減税問題は今後やはり継続してやつていく。国民所得の増加、経済の発展に応じて所得が増加していくのですから、その見合ひにおいて減税政策といふものは常に考へていかなければならぬといふふうにか考へて、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) さつき申しましたように、国民所得がふえれば、税のほうは累進構造ですから、税の伸び方のほうが多くなるという構造になつてゐるのですから、その限りにおいては、国民所得の伸びに比べて毎年調整といふものはやつていくべきものだ。したがつて、減税といふのは、これは年中行事になつていい性質のものだと思つております。現に終戦後減税をやらなかつた年といふのは三十五年だけであつて、あとはいかなる年でも減税をやらなかつた年はないわけでありませぬ、この傾向は今後も当然そうなるだらうと思つて、

○荒木正三郎君 それで、問題は、今の課税の何が適當であるかどうかという問題になるわけですが、その問題は

あとにして、先ほど主税局長は、戦前に比べて所得税はむしろ割安になっておるといふような説明があったように思ふのですが、これは私は納得できないと思ふのです。戦前に比べて所得税は相当高いと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) こういうこととでございます。戦前の取り方ですが、昭和十五年、これは根本的の中央地方を通ずる税制改正を行ないましたので、この年次をまず基準といたしてあります。そうしますと、課税最低限、これはデフレクターで換算してみると、昭和九一十一年度は標準世帯で二十七万円となる。今度の法律改正で四十一万円まで行っておりますが、課税最低限は非常に上がっております。これは申し上げられます。やはり課税最低限を、同じように今度は戦後の二十五年ペースでとってみますと、標準世帯で実質で三・一二倍に上がっております。課税最低限、これは今の物価騰貴、全部を捨象したものであります。事業所得者につきましては約三倍くらいに上がっております。こういう点から課税最低限は確かにそのとおりであるといふことは言えるであろうと思ひます。それから、このもう一つのあれは、国民所得に対する所得税の税率はどうか、あるいは国税総額の中に占める所得税のウェイトはどうか、こう申しますと、全体として比率は非常に軽くなつていふことは言えます。

ただ、それならば各階級を通じて実際の負担はどうか。これは控除なり、累進税率の盛り方でございます。このことでは、各階級とも必ずしも戦前より軽くなつていふこと

は言えないといふことは答申の表でお示ししてあるとおりでございまして、いわば中堅階級あたりが戦前に比べて相当重くなつていふ表が出ています。戦前に比べて各階級がどうなければならぬといふ必ずしも理論的の根拠はないと思ふのでございます。それぞれの所得分布に依りまして、そのときの国民の負担力に合うように控除なり、税率を盛るといふのが、やはり所得税の全体の構造だろつと思ひますが、それにいたしまして、一応の目安にはなるわけでございます。

そういう意味で、昨年われわれは中堅階級以下の税率の引き下げをやつたわけでございますが、これは残念ながら課税所得七十万円以下に限定されてしまつた。そこで、これはその点を加味いたしまして、百八十万円以下のものについても税率の引き下げを行なつております。その階級についても減税したい、こういうことであります。十五年から見ますと、これは国税総額中に占める比率あるいは国民所得に対する税の負担率、これは確かに下がつておりますので、そういう意味では、先ほどの率はどうだといふお話を意味から見ますれば、そういう意味では下がつておるといふことは言えると思ひます。この一つは、何と申しても日本経済の全体が変わつて非常に上がったといふことだろつと思ひます。かつてわれわれはこういう計算をしたことがあるのですが、戦前一般会計をまかなつておつた各税のウェイトがあるわけですが、今日同じように一般会計をそのウェイトでまかなうのが

適当であるとすれば、一体法人税はどれだけの減税をしなければならず、所得税はどれだけの増率をしなければならず、あるいは固定資産税は——当時は地租、家屋税によつてまかなわれておつたわけでございますが、幾ら増率しなければならぬか、こういうことになると、法人税は今の半分でもよろしい、所得税はもつと上り上げなければならぬ、こういう答が出るわけでありませぬ。しかし、それにつきましては戦前基準が意味にならぬといふ意味でございまして、そういう意味でわれわれは、法人、個人を通じて所得がどこに発生するか、個人の所得分布がどうなるかといふことを考へてやっております。全部が下がつておるとは申しませんが、戦前から見ますればそういう点で下がつておるといふことは言えると思ひます。

○荒木正三郎君 私は、国民の最低の生活を保障するといふ立場から、戦前の課税最低限、それから今日の課税最低限といふものを比較して質問しておるわけですが、戦前は所得税は千二百円までは免税になつておつたと思ひますが、主税局長、これは違ひませんか。

○政府委員(村山達雄君) 今先生のおつしやいますのは、昭和九一十一年あたりでございます。それはおつしやるとおりでございませぬ。その点は、先ほどちよつと永末委員の御質問に対してお答えいたしましたのであります。あの当時のものであります。約七十万円でございます。課税最低限は、そこで、先ほど申しましたように見えますと、ほとんど、高所得者が非常に多かつたものですから、そこで二%の人員で五〇%何%持たしておつたといふこと

でございます。また、税収は全体の一般会計の歳入中七割くらいで事が済んだ、三割は公債でまかなつておつたふうなことで、そういう関係で当時は免税点が高くておつていけた。当時と比べて、課税最低限が現在は低いといふのは御説のとおりでございますが、それにはそういう事情があつた、こういうこととございませぬ。

○荒木正三郎君 しかし、国民生活から考えると、大体私に戦前に生活した年数はかなり多いわけですね。免税点千二百円といふことは、やはり非常に生活が楽であつたのですよ。今日やり、実感としてははるかに戦前のほうが楽だつた。千二百円までの免税といふことは最低生活を保障しておるといふ、そういう意味であつたのかどうか知りませぬけれども、少くとも最低の生活は実質上保障する、こういう結果が現れておると思ふのですが、それが税収の内容が変わつてきたので一がいに論ぜられぬといふのが主税局長の話ですが、やはり免税点を引き上げるという点に、減税問題はやはり、大蔵大臣、もつと考へるべきぢやないかと申す。独身者は、十二万円が十三万円くらいでも、税金がかかつてくるので、十三万円といふと、月収にして九千円くらいになるのぢやないでしようか。夏期手当、期末手当等を入れると十三万円。月収九千円で十三万円くらいになりませぬ。そうすると、月収九千円といふこと、これは高校卒業生です。高校卒業生に税金をかけていふといふのが所得税のかけ方なんです。これではあまりひどいと思ふんですがね。やはり課税最低限をもつと上げるべきだといふことが、戦前に比較

して言えると思ふんです。それから、諸外国に比較しても、これはイギリスとかあるのはドイツあたりでは、たしか課税最低限は七十万円くらいになつておつたと思ふんです。アメリカの場合は非常にもつと大きい。そういう諸外国と比較しても、日本の場合は非常に免税点が高い。今後の所得税を考へる場合、免税点をもつと引き上げる、この間の間に一万円に引き上げといふのぢやなしに。そういう考へていくべきぢやないかと思ふんです。大蔵大臣の意見はどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 独身者だと年取十四万幾らですから、月一万二千円くらい近くまでが免税点、この二カ年の改正によつてそこまで行つております。問題は、全体との均衡の問題になりますので、基礎控除だけを多くするといふことになりませぬ、独身者と家族持ちとの均衡といふものは非常に害されますので、したがつて、この課税最低限を上げていくために、各種の控除、いろいろのまけてそれらを総合的に見て、この各層間の均衡をはかるという方法をやっておりますが、独身者と家族といふものの生活のこれは違ひといふものは相当ございませぬので、そのために今の控除制度の運営の仕方も違つておりますが、これは国民所得が増していく過程に依りて順々にこれを上げていくといふよりほかには方法がないんぢやないかと思ひます。私、昔の政調会長をやつていふときに、五人家族で二十五万円まで税金をかけるといふ、せめてこの政策だけは打ち出すべきだといふ、非常に党内で反対され、そんなむちやを言つても何とかいふことで、だいたい問題を起こし

て言えると思ふんです。それから、諸外国に比較しても、これはイギリスとかあるのはドイツあたりでは、たしか課税最低限は七十万円くらいになつておつたと思ふんです。アメリカの場合は非常にもつと大きい。そういう諸外国と比較しても、日本の場合は非常に免税点が高い。今後の所得税を考へる場合、免税点をもつと引き上げる、この間の間に一万円に引き上げといふのぢやなしに。そういう考へていくべきぢやないかと思ふんです。大蔵大臣の意見はどうですか。

たことがございますが、もう何年もたぬうちに四十何万ですから、この調子でやったら、七十万前後免税点にするくらいなことは私はほどなく来るのじゃないかと考えております。

○荒木正三郎君 大蔵大臣、非常にけっこうなんです、それはやはり実現しない困るので、七十万円が最低限になるといことが何年くらい後に来るのか。国民はぬか喜びになつては困りますから。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、まだ七、八年でしようか、二十五万円という線を打ち出したら、ここにいる大蔵省から、保守党はもつと現実政策を持って、そういうできないことを言つてもというのが当時の空気、だいたい問題になりましたが、今になってみたら、もうそんな二十何万は昔の話で、四十万に今来ちゃつていふんですから、今の日本の伸び方からいふたら案外早いと思ひます。

○荒木正三郎君 大蔵大臣がそれまで大蔵大臣しておられるかわからぬですが、それは別として、今の独身者の生活というものは相当苦しいんじゃないかと私は見ています。洋服一着こしらへるにしましても、やはり一月の収入ではできないですよ。われわれの時分は一月の収入では十分余つたんですよ、初任給で、今じゃ二カ月分は要りますね。そうすると、相当独身者の生活は苦しい。妻君ひとつもらうにしても、なかなか二十五才や二十六才ではもたないというものが現状じゃないですか。先ほども言つていましたが、家賃も相当高い。そういう点から、独身者に対する考え方というものは少し従になつていふんじゃないか。家族持ちが軽いというんじゃないんです。しかし、独身者に対する課税が非常にきびしい、こういうふうに思ふんですが、だから、そういう面を少し考慮すべきじゃないかという意見を持っています。どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 昨年の所得控除も、相当その点では、独身者のためにはほかの階層よりも比率がよくなつていふことになりませんが、今年度、三十七年度でさらに基礎控除を十万円に引き上げることになりましたので、これが一番比率として大きく響いておるのは独身者で、この二カ年の措置によつてさつきあなたがおっしゃられました九千円前後のところから一万二千円前後のところまで引き上げられてきているので、その意味においては、この一、二年で独身者のほうが税率から見ましたら最も優遇された層になつていますが、まだこれでは決して多いとは言いません。もう少しこれから上げていく必要が十分あるうと思ひます。

○荒木正三郎君 それから、最低生活を保障する問題ですね、最低生活の取り方で非常に問題があつて、水かけ論のようになつちやうんですが、しかし、考へとしては、最低生活費は課税しないという考へは、大蔵大臣としてはしよつちやう持っているんですか、持つていないんですか。最低生活費に課税しないという方針でおられるのかどうかということですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは最低の生活費、これには課税すべきものじゃないと思ひます。

○荒木正三郎君 それの原則は確認をされていふわけですね。そこで、最低生活という事になると、取り方によつてもうまちまちですからね。税制調査会の何を見ても、最低生活は保障しているのだという見方をしています。これはしかし、われわれから見れば、本会議でもちよつと私若干質問したので、実際の生活費、今は幾ら要つていふのかという、そこをやはり最低生活費として認めるという考え方にいかないといけないのじゃないかと私は思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これはその国の国民所得水準と関係のあることとございまして、各別に最低生活の基準というものは違いますし、同じ国の中においても地方と都会、これはみな違いますので、一応その国の平均的なものの線を出して、それを最低生活水準と見たいというよりはかには仕方がないだらうと思ひます。

○荒木正三郎君 ですからね、日本の場合に、一応全国的な平均ですね、今どういふ実際に生活をしていふ、その生活費はどれくらいかかつていふのか、そういうものを最低生活とみなして考へていくかどうかという問題です。そうすると、私は本会議でも質問したんですが、これは都市平均ですけれども、都市平均というものをやはり基準にする必要があると思ふんですよ。農村の生活というものは若干統計的にむづかしい問題があると思ふので、やはり都市生活者の生計費が幾らかかつておるかということに基準に最低生活というものを考へる必要がある、こういうふうな思ふんですが、政府の統計が、これはありますね。全国都市世帯の生活費が幾らかかつてい

か、そういう調査がありますね。こういうのを基準に考へるのが適當ではないかと私は言つていふんですが、最低生活費というものはどうですか、大蔵大臣。

○政府委員(村山達雄君) 私のほうからお答えいたします。おっしゃるやうに、最低生活をどう考へるかという問題でございまして。ただ、最低限と課税の問題、そういたしますと、あとはわづらわづら上にかかりましたものは税率は下のほうは低いわけでございます。ですから最低生活——まあ最低生活ということにはいろいろ議論がございまして、その最低生活費部分をもし控除をしておけば、その上回つた部分だけ課税になるわけでございますから、その税率が百分の八からずつと刻んでいくわけでございます。そうしますと、可処分所得が残つていくという関係もございまして、必ずしも理論的に、——おっしゃるところは私平均生計費だろふと思ふのでございまして、いかぬといふことではないと思ふのでございまして。ただ、国の財政事情を許せば、高ければ高いほどけっこうなことでだと思ひますが、そこには非常に問題がございまして、漸次高める方法でその辺を考へていくということ以外にやむを得ないのではないと思ひます。今、先生おっしゃいましたので、われわれも見つておきますと、大体全国都市でもって、都市のあれが昨年の十一月では三万四千八百六十六円、十二月になるとだいたい上がつつております。ですから、年間平均にするとどうなるのか、これよりだいたい低いのだからと思ひますが、かりに三万四千円とい

ますと、今度の課税最低限はやつていけるということには、数字的にはなろうかと思ひます。ただ、われわれの最低生活費の計算方法は、答申にも書いておきましたように、こういう三つばかりの方法をやつてみますと、少なくとも現在は課税最低限は計算される最低生活基準を相当上回つておるといふことは言えるわけでございます。

○荒木正三郎君 それは主税局長、十一月の一番安いところをとつていふのじゃないか。私は、大体中どころをとつて、昨年の八月をとつたので、千七百二十二円、五人家族になると月額四万二千五百円ですよ、昨年八月、九月、十月はだいたい上がつておると思ふのでございまして。

○政府委員(村山達雄君) これは年賦課税でございますから、ほんとうを申しますと、年間平均で幾らになるかというのをとるのが一番正確と思ひます。その辺とりますと、ずつと、一月が三万円、それから二月が二万八千円、それから次に三万二千円、三万三千元、三万二千円、ずつと上がります。最近になりまして三万四千円台に來ておるといふことでございます。で、おそらく計算してもそこはいけるのではないかと考へていふわけでございます。

おります。しかし、今度は平均所得——平均の家族一世帯当たりの所得に対して、現在各国の課税最低限は何%のところへ来ているかという見方もあるわけでございます。これをとりますと、日本は各国よりもはるかに高いところに来ております。今の三十六年ペースで五・八三%に来ております。西ドイツは四八・四%、イギリスは三九・三%、アメリカは百二十万ですが平均所得に対しては二九・〇%、こういうようなことでございまして、この辺もなかなか、まあこれだから日本がまた、いや免税点が高いのだとも言えなわけでしょうが、その点、いわゆる理論的の最低生活費、それから実際の消費支出金額、それから各国の比較、この辺をよく考えて、いわゆる常識的に考えざるを得ない。目ざす方向としては、事情の許す限り漸次上げていきたいというふうに考えているわけでございます。

○荒木正三郎君 この問題は、いずれ所得税を審議するときに深く掘り下げた質問したいと思ひます。それで、税制調査会の意見を聞いて、やはり課税最低限は低過ぎる、もう少し上げる必要があるという意見を述べておられますね。そういう問題を掘り下げて、また別の機会に質問いたしますが、いずれにしても、三十八年度も引き続き所得税の減税は、大蔵大臣、やりますか。さつきは年中行事としてやっていくのだというお話でしたね。また、七十万円ぐらいまではほとんどやっていくのだというお話でしたが、三十七年度は一応こういう減税政策で、三十八年度もやっぱり減税政策をやりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 今のところは三十七年度の問題についてやっておりまして、まだ三十八年度の構想は持っておりません。○荒木正三郎君 私は間接税の問題についてちょっと尋ねたいのですが、今度間接税の減税が中心になっておりますね。その中心は終戦後は酒税だったわけですね。しかし、この酒税も大衆課税として砂糖をあげなければいけない。それから、たばこ。この二つはどうしても大蔵大臣が言うように大衆負担を軽減する、特に最下層の所得者ですね、そういう人たちに恩恵が浴するような減税というのを言うならば、これは下げなければいかぬと思うのです。砂糖、たばこの問題をやっぱり取り上げる必要があると思うのです。これ取り上げなかつたということは、大蔵大臣の大きなミスじゃないかと思うのですが、これやると、非常に減税が高が大きくなって困るということで、やからなつたのですか。趣旨からいえば、当然取り上げるべき性質の問題だと思ひますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 趣旨からいえばそうだと思いますが、しかし、これは減税の幅の問題とも関係しますし、もう一つは、砂糖は国内の農業政策との関連からむずかしい問題を持っておりますので、今回はこの問題に手を触れなかつたということでありまして、○荒木正三郎君 私は、砂糖の問題については一ぺん別の機会に質問したいと思ひます。国内産業を保護するために、国民大衆の直接の犠牲です、これは、非常に高い関税、

高い消費税を砂糖に課してある。これはそういう政策でいいのかわりかというところは、もつと私は検討するべき余地が十分あると思ひます。国内産業を保護するならば、直接大衆の負担ではないで、他にいろいろ政策はあると思ひます。そういうやり方は検討するべきであると思ひますが、大蔵大臣、どう思ひますか。

○国務大臣(水田三喜男君) そのとおりでございます。この税制をきめるのが、この政策が確立していません。た。いろいろ検討はされておりました。結論が出ていません。ちよと今になってこの砂糖問題どうするか。各省間でもやっておりますが、根本的には自由化するか、自由化は見合わせるかという問題がございまして、もし自由化をしないでこの割当制というものを砂糖に関して維持する限りは、この超過利潤の発生、輸入利益の発生というものは、今の現状ではやはり避けたいものでございまして、これをどうするかという問題が出ております。今別の機関を作つてそれに超過利潤を寄付させて、そうしてそこで国内甘味の研究助成の仕事をするというようなことによつて、将来甘味全体がもう少し下がつて消費者に利益するよき方法を考えようというふうなことが、今出されてきている農林省の構想でございます。これもいろいろ問題が出て、さらにその程度からもう少し粗糖を製造業者に払い下げるといふ方法までいかなければという問題も出てきました。これにはまたいろいろ問題

題がありまして、そう簡単な問題じゃございません。その間にもし超過利潤が永久的なことだというふうであつたら、これは関税をいじつてもいい問題になりますし、それから、そうなる今度は消費税との関係ということで、私どもはこれはできるだけ避けたいのですが、国内のイモとかあるいはブドウ糖とかいうものが一定の計算の上で立つて維持されている現状でございます。砂糖の値を勝手に動かすことによつてここにこれまでの農林政策に全部響きを持つということから、将来砂糖行政をどうするのだという筋の立たぬ間にこの消費税だけ勝手にいじるといふことの影響があまりにも多過ぎましたので、検討を後日に延ばしたというのがいきさつでございます。砂糖問題は御説のとおり何らかの考慮をしなければならぬだろう、根本的に考えないといかぬ時期に来ておると思ひます。

○荒木正三郎君 たばこはどうですか。たばこについて全然手を触れない……。○国務大臣(水田三喜男君) たばこの専売金率は戦前に比べてわずかばかり多くなつておりますが、金率では諸外国に比べて日本は特に高いということはない。外国のほうが実際において高くなつていっているという事情が一つ、それからあと、国内の葉タバコが最近取納価格を上げましたし、諸経費も上がつておる。金率は減つてくる傾向のときにかかわらず、三十一年度以来たばこは一ぺんも値上げしてありません。むしろ実質的にはたばこの価格は下がつていけると言える時期でございまして、特に大衆たばこについては

一部値下げはの際やりたいというふうな考えで最初臨みましたが、税制調査会の審議の過程において、たばこのほうはもう少し見送るといふ結論になつたわけでございます。ほかの物品税に比べてたばこをいじらなければいかぬという緊急性というものはないというところになつたわけですが、これは次の段階の研究問題です。○荒木正三郎君 私、おかしと思ひます。戦前に比べてあまり高くなつていないとか、そういう観点からこの問題を見たいいけないと思ひます。大衆負担をどう軽減するかという観点から、今たばこに課せられてる税金ですね、これはたしか六八%から七〇%くらい税金じゃないかと思ひます。大衆たばこといわれる「いこい」ですか、そういうたばこについてもこれはべらぼうに高いじゃないですか。そういう観点からも考えないと、戦前だつてべらぼうに取つておつたのですよ。○国務大臣(水田三喜男君) 物価倍率の比較その他をやつてみますと、たばこの今の値段と戦前の値段、倍率で見ましても、今の値段はもとの値段に比べてやはり高くないという数字が一応出ます。たばこ以外のもののほうにまだ下げる必要に大いに迫られておるものがございますので、今回はそつちのほうを扱つて、たばこのほうはあとに回す。いろいろなところから計算して審議したのでありますが、たばこはやはり外国との比較を一応しい問題です。あらゆる点から検討いたしました。もとより大衆負担が強化したというところはたばこについては今の



ところ言えないだろうと思ひます。

○荒木正三郎君 これは戦前の物価指数と比較して、たばこがあまり値上がりしていないという、これも一つの見方かも知れません。けれども、大衆がのむたばこに七〇%の税金がかかっているという事態は、これはやはり大衆の犠牲ですよ。だから何としてもこの問題はやはり触れなければいかぬと思ふのですよ、大衆減税というからには、これは近く十分検討しますか、大蔵大臣、たばこ、砂糖の問題については、そうして大衆減税をはかつていく、こういう見地から検討するかどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは引き続き検討する課題になっております。

○荒木正三郎君 それから、これは本会議で質問したのですが、質問しっぱなし、答弁しっぱなしで、結局要領を得なかったのですが、国民総所得に対する税負担の割合ですね。税制調査会は大體二〇%という線を守るべきだと、こう言っているのですね。ところが、池田さんはそんなものは拘泥する必要はないのだというわけですね。水かけ論のような格好になってしまつた。おそらく昭和三十六年度は二三%ぐらいになるのじゃないですかね、これは国民所得に対して税負担の割合は。

○国務大臣(水田三喜男君) 三十八年度ですか。

○荒木正三郎君 三十六年度です。

○国務大臣(水田三喜男君) 三十六年度は二二、八%ぐらいになると思ひます。もし減税をしなかった場合は、三十七年度は二三、二%という負担率になろうと思ひます。減税によって二

二、二%に今食いどめていているというところでございます。

○荒木正三郎君 これはやはり二〇%ぐらいで大體堅持していくというふうな考え方、税制調査会の考え方ですね。

○国務大臣(水田三喜男君) これは税制調査会自身も、あのときにおける情勢においては、大體このぐらいが至当だろうというところは言ひましたが、もう国民所得の税の負担率があれでなければならぬというものは世界じゅうどこもございませぬので、大體これは向こうもございませぬので、またこれはこれはこたわつていませぬが、またこれはこたわつて国民の生活水準がどうどん上がつてくるという状態に成じて税の負担率は上がつていくのが筋であつて、先進諸国を見ましても、これは社会保障制度があれだけ行き渡るといふようなことになつてきますれば、当然の必要経費といふものは増大するし、それをまかなえるだけの国民の所得が多くなるのでしたら、税の負担率は上がつていくのがほんとうで、今百万円の所得のある人と、千万円の所得のある人とは、もう生活の実態が違ふのですから、百万円の人が一割負担する苦しさよりも、千万円の人が一〇%、三〇%負担するほうが、まだ実際に生活は楽なんですから、そういう意味において、国民所得がふえるにしたがつて、税負担率が上がつていくというものが、近代国家の行き方だろうと思ひます。ですから、アメリカにしろ、イギリスにしろ、ドイツにしろ、まず三〇%前後の国民所得の負担で、日本のちよと二二、二%というのは、先進諸国における十年前の負担率ですから、それから見ても日本は十年

おかれて見ると見ていいんで、少しづつこれが上がつて、早く三〇%ぐらいの負担に耐えられるというところまでいくのが、私どものむす理想でありまして、これを二〇%にきづつけなければいかぬというふうなことは一切ないと思ふ。また、そうあつちやならぬと思ふのです。

○荒木正三郎君 それは国民所得が増加していけば負担率は上がつてくる、それは差しかえないことですよ。それはいい。しかし、日本の現状における国民所得において、二〇%が適当じゃないか、こういう議論、私も賛成なんですよ。それは大蔵大臣の言うように、所得が上がつてくれば、税の負担率は高くなつてもいい、これは何にも差しかえない。それはそれでいい。そうじゃなしに、今の所得の現状においては、二三%という割合は高いんじゃないか。これは抽象論になりますからしようがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりましたが、アメリカあたりでは二八%ぐらいになつていふのじゃないかと思ふのです。大體三〇%前後が多い。しかも、予算の内容がやはり検討されなければならぬと思ふのですよ。

日本の場合は、これはある人も指摘しておりましたが、アメリカでは二八%かけている。けれども、予算の半額は国防費に使つてゐる。日本の場合は大體一〇%程度じゃないかと思ふ、予算に対する防衛費は。そうすると、この国防費といふものを、アメリカと日本と平均して考えた場合、アメリカは国防費を五〇%か五三%出して、日本は、それを一〇%ぐらゐに、日本と同じように縮めた場合に、アメリカの税

負担というのはおそらく二〇%以下に下がるのじゃないですか。今二八%の税負担をしておられるけれども、国防費が増大しておるからそういう結果になつてくる。だから、日本の場合は、アメリカやイギリスが非常に高い税率をかけておるということ、日本の場合を律するわけにはいかない。日本の場合は二三%、これは高いんじゃないですか。實際各税目、所得税一つ言つたつて、十三万、十四万で税金がかかつてくるのですから。たばこだつて七割からの税金がかかる。砂糖だつて大體それに近い税金がかかる。こういうわけ方ですよ。もつと下げていくべきじゃないか。そうすると、当然二〇%程度になるのじゃないか、こういうふうには私は考へるのですが、どうですか。アメリカ等の比較して、日本の割合は私は高いと思ふのですがね。主税局長、どうですか。単に二八%とか三〇%といふことじゃないに、予算の内容からいつて、日本の二三%は高い。欧米諸国に比べて、そういうことが言ひ得るのじゃないかと思ふのですがね。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、日本の今の国民所得の水準から見たら、日本の現行税はまだ高いと存じます。

○荒木正三郎君 だから、下げなければいかぬ。

○国務大臣(水田三喜男君) ただ、問題は、この税負担率といふものを、動かさなさいですつとやつていくという考へ方には間違ひがあるという考へ方を言つておるので、現状における日本の所得水準から見たら、日本の現行税は私はまだまだ高い。

○荒木正三郎君 私は、二〇%で、国民所得がふえるのにこれを据え置いた

らいいという、こういう議論をしていくわけじゃない。その点、大蔵大臣も、税負担の割合は高いから、それはまあ認めるということであれば、将来やはり減税問題については引き続き慎重に検討していくというふうにしていただきたいと思ふのですがね。

それから、これは大蔵大臣に、この機会に質問しておきたい問題があるのですがね。時間の関係で。入場税の問題です。大蔵大臣がごまかいことは御存じないかと思ふのですがね。今度国税通則法が国会に提案されているわけですね。この問題は、われわれとしても非常に重視しているわけですよ。それに關連して、入場税についても改正があつた。税率の引き下げの問題は別として、問題はその入場税法の二十八条ですが、これに關連して、法人でない社団及び財団に対しても、法人とみなして今後罰則規定を適用する、こういう問題が起つてきていくわけなんです。これは従来そういう罰則規定は實際には適用されていなくなつた。こういう問題が新たに起つてきていくという問題は、これは民主団体に對する非常な圧迫であると考へてゐるのですがね。そういう問題について、大蔵大臣御存じありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 十分存じています。主税局長から……

○政府委員(村山達雄君) 実はこれは、人格なき社団の問題につきましては、戦後でも新しい法律におきましては、新しい税法につきましてはすべて設けられておるわけでございます。現在、所得税、法人税、こういうものにつきましては、その人格なき社団は法人とみなすということになつておりま

す。相続税法は、逆に個人とみなして  
おります。これはそれぞれ今の所得税  
なり法人税というものは、一体どうい  
ふうにして課税するのかわからない  
問題と、これはあと法制的な問題で  
ございまして、罰則の適用について法  
人としてやるのか、個人としてやるの  
か、これを明らかにする必要があります。  
そういう意味で規定されておること  
でございます。それから、間接税につ  
きましては、法人、個人を問わず、た  
えば移出したものは、酒を移出したも  
のについては課税いたしますから、本  
税の納税義務についてはわれわれはそ  
の規定の必要はないと考えておるわ  
けでございます。

ただ、形式的な整備でございませ  
んが、罰則の適用について、一体法人  
なのか個人なのか議論の問題がござ  
いますので、その点は明らかにする必  
要があるということで、今度国税通則  
法で予定しておりますのは、国税通則  
法の十三条におきまして、一般的に  
法人たる代表者あるいは管理人の定  
めのあるものについては、各税法で  
特別の定めがあるなら別であるけれ  
ども、そうでない限り法人とみなす  
という規定を入れておるわけございま  
す。これを受けまして、各税法は、  
相続税法にいたしまして、今の罰則  
のところ、ここで法人とみなされた  
ものと予定いたしました書いてある  
のでございます。法人の代表者が違  
反行為をした場合には、その代表者  
を罰するほか、法人に対して罰金刑  
をかける、こういう規定が各税法に  
全部入るわけでありまして、そのと  
きに、法人の代表者のところまでは  
その国税通則法で認めるわけござ  
います。

いい、あるいは管理人と申して  
おりますので、そういう場合には、  
その管理人と名前を呼んでおても、  
その管理人を呼ぶのだという趣旨  
のことが各税法にカッコ書きで入  
っております。その点が、今の入  
場税の二十八条でもそのことが書  
かれておるわけでありまして、し  
たがいまして、もしこの国税通則  
法の十三条の規定がなければ、こ  
の二十八条の第一項並びに第二  
項は人格なき社団については動か  
ない。罰則に関する限り、二十八  
条の罰則は動かさないということ  
にならうかと思っております。す  
でに所得、法人、相続税にお  
いて、人格なき社団の罰則につ  
いてそれぞれ規定しておりますので、  
ほかの税法でも、本来の納税義務  
はいいといたしまして、罰則につ  
いてこの規定を形式的に整備する  
必要があるというだけの理由で、こ  
れを入れておるわけでございます。

○荒木正三郎君 その問題は私のほう  
で非常に大きな問題になっていま  
す。だから、大蔵大臣からもひとつ  
はつきりと、まあ主税局長の答弁  
と同じであるかどうかお聞きしたい。  
国税通則法の十三条に一般規定として、  
人格なき社団、財団ですね、そういう  
ものを法人とみなす、こういう規定  
があるわけなんです。その規定を受け  
たとえ入場税についていえば、二十  
八条に同様な規定がある。いわゆる  
罰則規定、罰則規定の中にそれが  
出てくるわけなんです。で、従来は、  
従来の趣意としては、人格なき社  
団等については罰則規定は事実上  
適用されていなかった。ところが、  
今度のははつきり適用するとい  
うふうで改正しているわけなんです。  
改正している。

そこで問題は、国税通則法がもと  
であって、そうして二十八条とい  
うのはその上に立つて規定されて  
いるまゝ関係事項なんです。そこ  
で問題は、国税通則法が成立しな  
い、かりにです、成立しない場合  
に、その入場税の二十八条は単  
独でも効力を発するの、あ  
るいはそれは死文になるのか、効  
力を発しないのか、その点、非常  
に重要な問題として考えていま  
す。この機会に……大臣はな  
かなか大蔵委員会に出てきま  
せんから、尋ねる機会がない。

○国務大臣(水田三喜男君) これは  
さつき主税局長の説明したとおり  
であつて、あれが通らなかつた  
という場合には効力を発しませ  
ん。

○荒木正三郎君 それは私は、法  
といふものは、政府の解釈いか  
んにかかわらず、成立すれば、そ  
れは法の解釈は独自に行なわれ  
るわけですね。まあ最終的には  
裁判所が行なうわけですが、そ  
こまで聞くわけにいきません  
から、一応大蔵当局の、大蔵大臣  
の解釈といふものを重視したい  
のですが、主税局長、もう一  
べんはつきりその点をおしや  
つて下さい。

○政府委員(村山達雄君) 国税通則  
法がもしかりに成立しないとす  
れば、この入場税法二十八条の  
規定は、人格なき社団または財  
団に関する限り効力を発しませ  
ん。

○須藤五郎君 関連して、今の  
問題は私たちが非常に重大な  
問題で、人権の問題だと思つて  
おるわけですが、政府の答弁は  
私はやはり行政的な解釈では  
ないかと思つておるわけですね。  
これは裁判になつた場合問題  
が起つて、やはり裁判所がどう  
いうふうで判定するかとい

うことは、私は残されておる問題  
だと思つておる。そこで、念の  
ために、この際法制局長官を呼  
んで、法制局長官の立場での解  
釈を私はやはり求めたいと思  
つておるわけなんです。それ  
か、条文の中に、もしも通則  
法が通らないならばこれは死文  
だということを書き入れるなり、  
それはたいへんむずかしいこと  
かもしませんが、その点を明  
らかにしておく必要があると思  
つておるわけなんです。せめて  
法制局長官を呼んで、そうし  
て見解をただしておくほうが  
いいと思つておるわけですか。  
○荒木正三郎君 それは政府の、  
国会の……

○須藤五郎君 国会の参議院の法制  
局長の意見を求めたいと思つ  
ます。それから法制局長官の意  
見を求めたい。……どちらか  
権威があるかといふ、やはり  
法制局長官のほうに権威があ  
ると思つておるわけなんです。

○荒木正三郎君 両方呼んだらいい  
わけなんです。それはやっぱ  
りはつきりしておいたほうが  
いいと思つておるわけなんです。  
今の私の提案を委員長が採  
択していただきたいと思つて  
おるわけなんです。

○荒木正三郎君 相続税法を上げ  
るまでにはやつてもらいたい。  
これは印紙税、関連はすつと  
しているから、各法案幾つも  
にいたしまして。

○須藤五郎君 きょうは朝からずつ  
と長い質問で、大臣もお疲  
れたと思つておるわけなんです  
が、めつたにお見えにならない  
というので、あと二十分ほど  
時間が残つておるわけなんです。  
私の質問も、私はいまは入  
場税に關して質問したいと思  
つておるわけなんです、時

間がもうないわけなんです、  
途中で時間がなくなつてしま  
うようなおそれがあるわけ  
なんです。しかし、大臣がせ  
つかく見えておりますから、  
私は大臣の認証を改めてら  
うために少し質問をいたし  
たいと思つておるわけ  
なんです。先ほど荒木さん  
もおっしゃいました、私  
たちの考えは、やはり税とい  
うものは所得税一本でいく  
べきものであつて、間接税  
などというものは全部廃  
止すべきものだというの  
が、これが私たちの意見  
なんです。……というのは、  
先ほど独身者に対する減  
税が非常に多くなつて  
きているというのを言  
つておられますけれども、  
独身者は所得税のほうに  
おいては減税を受けてい  
るけれども、間接税のほう  
で独身者は一番税金を  
たくさん払つておるのじや  
ないだろうかと思つて  
おるわけなんです。きょうは  
特に入場税が問題になる  
わけなんです。入場税など  
を見ましても、おそろしく  
独身者が一番たくさん  
入場税を払つておる人  
たちだと思つておるわけ  
なんです。そこで、私は  
大臣に、日本の文化政策  
の立場から、この入場  
税について少し見解を  
あられしたいと思つて  
おるわけなんです。

この入場税ができましたのは、御  
存じのように、昭和十三年シ  
ナ事変の特設としてこの入  
場税というものは創設され  
たものだらうと思つてお  
ります。昭和十三年のとき  
にシナ事変特別税として創  
設されたときが一〇%だ  
つたわけなんです。それから  
戦争がだんだん激しくなつ  
てくるにつれて、昭和十五  
年には三〇%になつたわけ  
なんです。現在とほぼ似た  
ようなことになつたわけ  
なんです。それから、昭和  
二十年、もう終戦前になり  
ますと、この税が二〇%に  
まで増額された。結局、入  
場税という

のはそういう非常時の特別税として私はずっと発展してきたものだろうと思ふのです。しかし、もう今日日本も戦争が済んで十何年、大臣がいつも自慢していらつしやいますように、国民の生活も安定して、そうしてこういう特別税などはもう必要がないような時代になつてきておると思いますが、主税局長、入場税というものは総額でどのくらいなんでしょうか。

○政府委員(村山達雄君) 今年度の予算で、改正によりまして九十九億七千万円でございまして、でも、もし改正をいたさないといつたしますと、百七十億でございまして。

○須藤五郎君 小さいことを伺います、そのうちの音楽、舞踊の占める税金はどのくらいになっていきますか。

○政府委員(村山達雄君) 演劇がそのうち十八億七千八百万円でございまして、それから、これは純音楽でございまして、七億八千八百万円でございまして。

○須藤五郎君 その税率は、私は世界に比べて日本は非常に高いと思つておるんですが、特に諸外国の税率の例がありましたら、参考までに伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 税率はだいたい複雑になってございまして、これは一九五八年に映倫が調べたのでございまして、この映倫で調べたのでございまして、日本は今度は一〇%でございまして、それでも……。

○須藤五郎君 映倫が主ですか、それは○政府委員(村山達雄君) ええ、そうでございまして。これはまあ大体同じでございまして。当時日本は一八・八、

今度は一〇%になるわけでございまして。イギリスは廃止しましたが、当時一八・七、フランスが一六・九、西ドイツが一三・一、インド二六、それからアメリカは、一ドル基礎控除いたしまして一〇%かけます。ただ、特殊な料金については別途の課税をやつておりますが、なかなかむずかしいように見受けられます。普通のいす席等については、それは定額の料金については一〇%、別に何か料金が追加されるときにはそれぞれきまつておるようございまして、実行税率は映倫の調べでもわかつておりません。

なお、先ほど須藤委員から御質問がありました演劇、純音楽の税額でございまして、先ほど申しました十八億といたしまして、現行法による分でございまして、改正法でもって改正いたしますと、軽減いたしますと、十億四千八百万円、同じく純音楽七億八千八百万円が四億八千四百万円に減少いたします。

○須藤五郎君 展覧会は、今度は無税になるわけですね。ところが、展覧会が無税になつて、純音楽や純舞踊の会が無税にならない理由は何なんですか。

○政府委員(村山達雄君) これは現行でも、展覧会、博覧会、遊園地、こういうものは第二種として取り扱つていられるわけでございまして、これは、ここでもおわかりになりますように、主として娯楽的要素が非常に少ないというところに着目いたしておるわけでございまして。それで、現行でも御案内のように税率に差等がございまして、普通

は最高三〇%まで行くわけでございまして、それに対して、展覧会、博覧会、遊園地は一律一〇%ということになります。

○須藤五郎君 現行はそうだけれども、今度は無税にするわけでしょう、展覧会はその展覧会と音楽会に區別をつけているところに、僕はあなたたちの文化性の低さを感じるわけなんです。なぜ展覧会は無税にして音楽会は税金をかけるかという、音楽会の方は多分に娯楽性があるという考え方が、主税局長、あらためて伺つておきますか。

○政府委員(村山達雄君) まあ音楽といたしましてもいろいろございまして、まず消費の実際の形から見て、やはり今の音楽会のほうが娯楽的要素が多かろう。その料金の問題、その設備の問題、それからそこに行かれるいろいろの方々の実情から見まして、一般的にいえばそういうことが言えると思ひます。

○須藤五郎君 それはおかしい。ダ・ヴィンチやなにかの絵を見ることと、ベートーベンのシンフォニーを聞くこととは、何も違いがないのですよ。それをベートーベンのシンフォニーを聞くことのほうが娯楽性があるからとにかくフランスの名画が来ても入場税は取らないけれどもベートーベンのシンフォニーをやる音楽会に行くときには、その音楽会に入場税を取るといふ、もの考え方が僕にはわからぬ。どこがどう違うのですか。ペーテンのシンフォニーを聞くことと、そしてフランスの絵を見ることと娯楽性がどう違うか、説明して下さい。

○政府委員(村山達雄君) 今、娯楽性という観点からお話しいたしました、もう一つは、これは消費税でございまして、支出金額を課税標準としておるわけでございまして、支出金額が、それがどういふような内容を持ってしまつても、その支出金額の大小によつて一応税の建前としては担税力の大小を判定する以外にない。こういうことから申しますと、一般に音楽会の方が料金が低い場合が多いといふふうにおかれれば感じております。

○須藤五郎君 音楽会が展覧会より金がかかるといふことは、これはもうやむを得ない。とにかく音楽を聞くためには、それだけの設備がなければならぬ。展覧会なら、絵を持ってきて、運搬をしてきて、そして会場へそれを陳列すれば、それで事足りるかも知れぬ。しかし、音楽を聞こうと思えば、やはりシンフォニーの団体を呼んできて、そしてそこで演奏してもらつて聞かなくや、それを聞くことはできないのです。だから、どうしても費用はかさむのです。費用がかさむから税金をかけるというの、それは理由にならないですね。

○政府委員(村山達雄君) 費用がよければ、その内容がどうあつても、そこに高い金額を出せる人、出せない人、そこにアクセントを置いて考えているわけでございまして。

○須藤五郎君 そうじゃないですよ。費用がかさむから、どうしても入場料金が高くなるというわけでしょう。何も金を持っていないから、たくさん払いたいから払うわけじゃないのです。費用がかさむから、それだけの入場料を取らなくやならぬ。だから、それでも今日の音楽会とか舞踊会というものは赤字を出しているわけですよ、現在ね。これはちょっととき参考文書を持っていきますから言いますがね。このごろ日本の音楽家、舞踊家は、音楽会や舞踊会をやるたびに赤字を出しているのです。ところが、絵かきさんは、展覧会をやつて、自分の研究発表をするために自分がかいた絵を陳列して、そして人に見てもらふ。これは展覧会で絵かきさんが絵を見たらうというのと同じ行為なんです。ところが、こちらは税金がかかる。そのためにその会は常に赤字を出しておる。大臣、よく聞いておいて下さい。これは大臣の考えによつて訂正してもらわなくやならない点だと思ふ。

美二三枝子という芸術奨励賞をもらった舞踊家ですが、これが新作舞踊発表会を昨年の十一月二十五日に都市センター・ホールでやつたわけですよ。その収支決算を見ますと、収入は三百円の切符四百十二枚売つて十二万三千六百円、五百円の切符を五百五十枚ほど売つて二十七万四千円、計三十九万七千円、これが収入なんです。ところが、これに二割の税金がかつたわけですよ。そうすると、これは七万九千四百円ですか、こういう税金がある。ところが、支出のほうを見ますと、会場費に九万一千円、それから舞台の道具費が二万六千円、照明が三万二千

円、音楽の作曲、録音などに十三万円金がかかっている。舞台装置が二万五千円、演出料が二万五千円、台本料が二万円、舞台監督に一万二千円、それから写真をとるのに三万円、それから印刷代が十一万一千二百五十円、衣裳が十六万一千五百円、原稿料が三万円、切手代ですね、それが一万円、それから弁当代が三万円、雑費が五万円、計しますと七十五万六千七百五十円ですか、こういうような金額になるのですよ。そうすると、これにもう一つ今の入場税の七万九千円というのが入りますから、支出が八十九万円という支出になってしまつて、赤字は結局四十何万円という赤字がここに出てしまつておる。自分が研究して舞踊会をやろうとすると、すでにこのように赤字が出る。決して営利のためにやっておるのじゃなくて、絵かきさんが展覧会に絵を並べると同じ気持ちでやっている行為に対して、片一方は無税であり、片一方はこういうような税金がかける。そのために非常に仕事がしにくい。研究発表会もできない状態になつておる。これが舞踊会の例です。それから、藤原歌劇団がこの間「お嬢夫人」を、昨年の十二月の十日と十一日の二回東京の会場でやつたのです。この場合も、小さいことはあまり言わないでおきますが、差引赤字が六十四万円出ておるわけなんです、藤原歌劇団で、それから、純音楽の立場でもなかなかこのごろはむずかしいのです。日本ハーブ協会が主催で音楽会をやつたときの収支決算がここにあります。支出のほうは会場費が五万円、会場付属費が六千八百円、印刷費が一

万六千円、それから入場券が六千八百円、招待状が二千三百円、いろいろざつとありまして、結局入場税を二万七千九百八十円払つて赤字が九万一千六百三十三円出ておるわけです。純音楽をやるときもこういうなんです。大体これは全体的に言えることだと思つたので、

こういふように、日本の芸術家が自分の研究した舞踊を発表しよう、音楽を発表しようとするとき、常に赤字がつきまといつておる。そういう赤字の中に税金が相当含まれておるという現状なんです。こういう現状をどうにか舞踊会などに対して税金をかけることは過酷だと思つておる。どうですか、大臣。

○田務大臣(水田三喜男君) その種の催しものが相当に金がかつて利益が出ないという、赤字だということ、この入場税の關係ですが、もし入場料は同じで入場税は無税だと、その金が全部興行者のふところへ入るんだというんでしたら、赤字解消に役に立つという事は言えるんでしようが、入場料と入場税は別でして、これは入場料というものは入場者が払うことですから、これが確かに安くなったほうが多く人が入りやすいということにはなるうと思つておる。その赤字とこの入場税がそのまま結びつかないと思つていま二割、三割という入場税は多過ぎると私も考へておりましたので、今度はいろいろ意見がございました、二段階の入場税を設けたらどうかということもございまして、私も踏み切つて全部一律一〇%にしてしまつてという措置をとりましたので、こういう高級な相

当入場料の高いところへ行く人も相当行きよくなるという事は、この税を二割、三割を一割に全部一律にしたわけですから、あると思つておる。それによつて人がどれくらいふえるかという事は關係するでしょうが、催しもの赤字とは直接これは關係のないことであつて、赤字対策ということこの入場税の問題はどれだけの關係があるか、なかなかむづかしいと思つておる。映画においても、この入場税を減らしたということによつて、そのために人間がどれだけ多く入るか、そうして映画館の赤字を埋めることに役立つかという事は、私もまだはつきりわかりませんが、いづれにしても、見に見つた人は税金が下がつた分だけ入場料が下がるんですから、負担が軽くなつたといふことは言えるんで、問題は、それですから、今のこういう音楽会や舞踊会に対する入場税が高いかどうかという問題になりましようが、私もこれはこれを高いを見まして今度一律に一〇%に下げたといふことではございませぬ。

○須藤五郎君 ほんとうにこの音楽会や舞踊会、オペラがちゃんと赤字なしにやつていこうと思つたら、もつとたくさん入場料を取らないとやつていけないですね。みんなぎいたくなことをやらないわけですね。これだけのものをやるためには、これだけの金がかかる。だからせめて入場料も免税にしてもらえば、この会の運営が両面から非常に助かるという事なんですよ。大臣の言うように、料金が安くなればたくさん人が来るだろう、たくさん人が来れば入場料がたかさん集まるから収入が多くなる、そういう面。そ

れから、現在の入場税がなくなれば、五百円の入場料そのものがすつかりそのまま芸術家のほうに入つてくる。だから、収入がふえる。この両方の面から言えると思つておる。だから、展覧会をやると同じ意味合いだから、芸術的、文化的な立場に立つて、文化奨励の立場に立つて、こういう入場税などというものは、こういう純粋な音楽会とか純粋な舞踊発表会などには課さないで、免税にすべきでないかこれが私の意見なんです。そしてそういうことを日本の芸術家たちは心から願つておるわけなんです。今日の状態において、は實際やつていけないというのが現状なんです。非常に活動が不活発になつていくわけなんです。この点に対して私は大臣の配慮を求めたい。どうでしょう。

○田務大臣(水田三喜男君) そういう音楽会やなにか映画そのほかの催しものこのこれは均衡問題がござまして、私もこれは、入場税は、将来はとにかく、現在の段階で一挙にみんなはずすといふことは不適当だといふこと、思ひ切つて今度一律一〇%という入場税をきめたわけですが、一方、興行のためには、催しものためには金がかかるからといふので、現実には高い料金を払つて見に立く者に対するほうを無税にして、ほんとうの大衆誤差といわれたい映畫の方をまだ一〇%置くとすることも不均衡になりまふので、これはやはり入場税は将来の問題としてみんな無税にするかどうか、これはなつておる問題で、そのときには当然考慮されるのでしようが、今のそのほかの催しものにも一割

置くといふときに、特に金のかかるものについてだけ無税にするというわけにはちよつとつかないのじやないかと思つておる。これをやる場合には、一律にこういう入場税といふものは廃止しようといふときに気をつけていかなければならない問題だと思つておる。

○須藤五郎君 もちろん、私は映画にはかけてもいいから音楽会には無税にしてほしいことを言つておるのじやないです。すべて無税にすることが一番いいわけで、私たちはそれを主張しているわけですから。しかし、まず第一段階として、展覧会が無税であるのに、それと同じ趣旨でやられるところの音楽の発表会や舞踊の発表会に対して課税するのは酷ではないか。同じとて、越前なんですか。

○委員(棚橋小虎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(棚橋小虎君) 速記を始めは、あらためて議論しましょう。きょうはこれだけで……。

○岡崎真一君 ちよつと、大臣に一言。議事進行的なことなんです、衆議院における税法關係法案の審議状況がどうなつておるか、何うと長くなるから伺いませんが、ただここに予備審査の税法關係がたかさんあるようですよ、これは毎年のごとでして、私は予算案と議案とをくらべておる問題で、歳出入算の審議を終つたならば、同時に税法のほうも終えてこちらの参議院によこさなければならぬと思つておる。毎年の悪癖なんです。すでに参議院に歳出入算案が来てから十日以上

になるのに、いまだに衆議院の委員会に税法がひっかかっているのですが、衆議院の審議状況がどうなっているかということは、長くなるから伺いませんが、審議の促進方を、長年の悪癖だからすぐ直らぬと思いますが、ひとつ要望しておきます。

○委員(棚橋小虎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会

三月十三日委員会に左の案件を付託された。

一、通行税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)

一、入場税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十日)

昭和三十七年二月二十二日印刷

昭和三十七年二月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局